

我が国の文化行政

平成12年度

文化庁



我が国の文化行政

【も く じ】

I 文化立国の実現に向けて	2	V 著作権制度の概要	36
(1) 文化をめぐる諸状況／	2	(1) 我が国の著作権制度／	36
(2) 文化政策の推進／	4	(2) 最近の著作権法の主な改正／	37
(3) 文化庁予算の充実／	6		
(4) 文化関係の税制／	10		
(5) 文化庁の組織／	12		
		VI 宗教法人と宗務行政	38
		(1) 宗務行政の推進／	38
		(2) 宗教法人法の一部改正／	39
II 芸術創造活動の推進	13		
(1) 芸術創造活動の推進施策の概要／	13	VII 文化財の保存と活用	40
(2) 「アーツプラン21」／	14	(1) 文化財の保護の仕組み／	41
(3) 芸術文化振興基金／	15	(2) 文化財登録制度の導入／	44
(4) メディア芸術の振興／	17	(3) 文化財保護のための施策／	45
(5) 芸術家の育成／	19		
(6) 芸術祭／	20		
(7) 芸術家等の顕彰／	21	VIII 文化の国際交流・協力	49
(8) 企業等による芸術文化活動への支援／	22		
		IX 文化行政における情報化の推進	55
III 地域における文化の振興	25		
(1) 地域における文化の振興のための施策の概要／	25	X 国立文化施設	58
(2) こどもの文化活動の促進／地域こども文化プラン／	26	(1) 国立劇場／	58
(3) 地域における芸術文化の創造活動の促進／	28	(2) 新国立劇場／	59
(4) 地域住民の芸術文化活動への参加の奨励／	29	(3) 国立美術館・博物館／	61
(5) 公立文化施設の活性化支援／	30	(4) 研究所／	65
(6) 芸術鑑賞機会の充実／	31	(5) 日本芸術院／	65
(7) 登録美術品制度／	32	(6) 国立文化施設の整備／	66
(8) 芸術文化活動を支える人材の育成／	33		
		XI アイヌ文化の振興	68
IV 国語に関する施策	34		
(1) 国語施策の改善／	34		
(2) 外国人等に対する日本語教育の推進／	34		

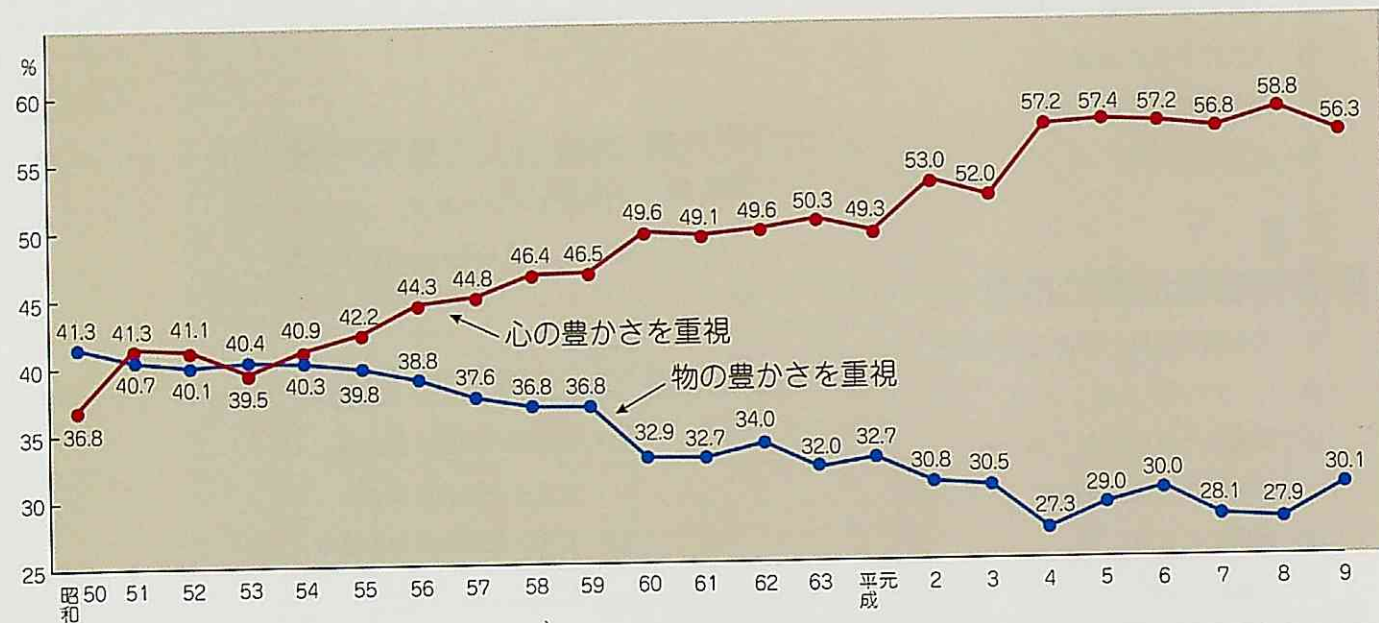
I 文化立国の実現に向けて

(1) 文化をめぐる諸状況

今日、社会全体の創造的な個性や美的な感性が尊重されており、すぐれた文化の所産に触れたり、文化活動に参加することによって心の豊かさを求める傾向が強くなっています（図-1）。また、週休2日制の普

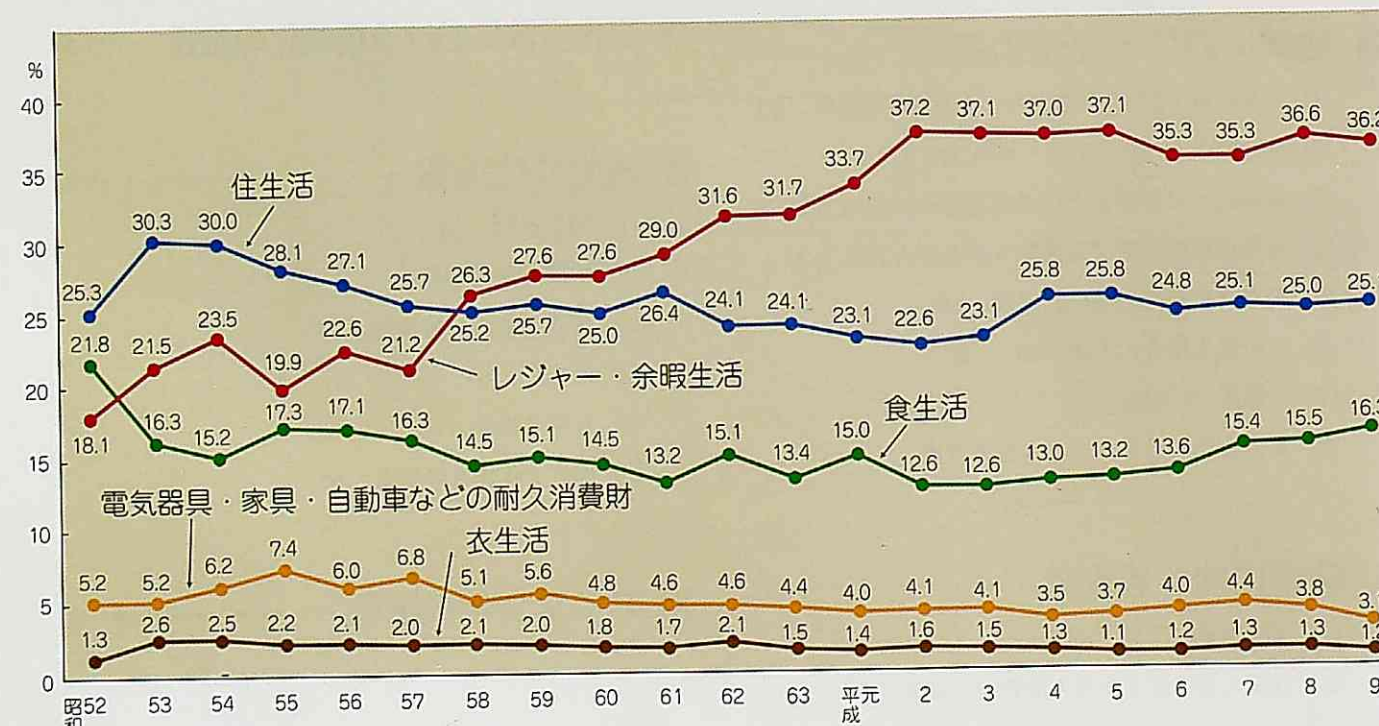
及により余暇時間（自由時間）が増大しており、生活の重点をレジャーや余暇生活におく人の割合が高くなっています（図-2）

◆心の豊かさを重視する人の割合（図-1）



総理府「国民生活に関する世論調査」による。

◆今後の生活の力点（図-2）

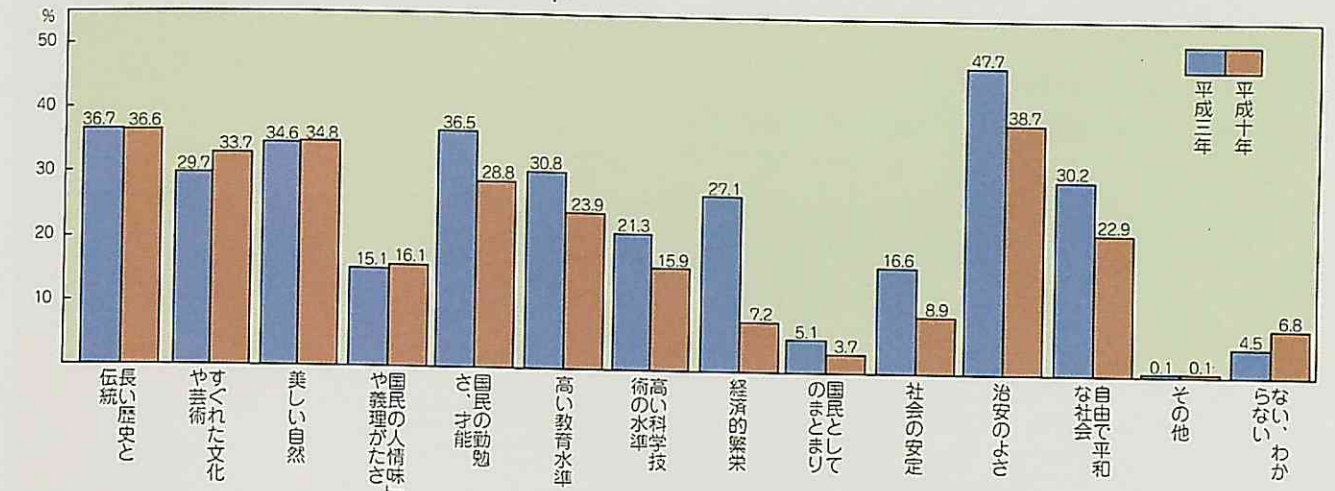


総理府「国民生活に関する世論調査」による。

日本の文化や芸術を優れたものとして誇りに感じている人は多く（図-3、図-4）、文化への関心は高

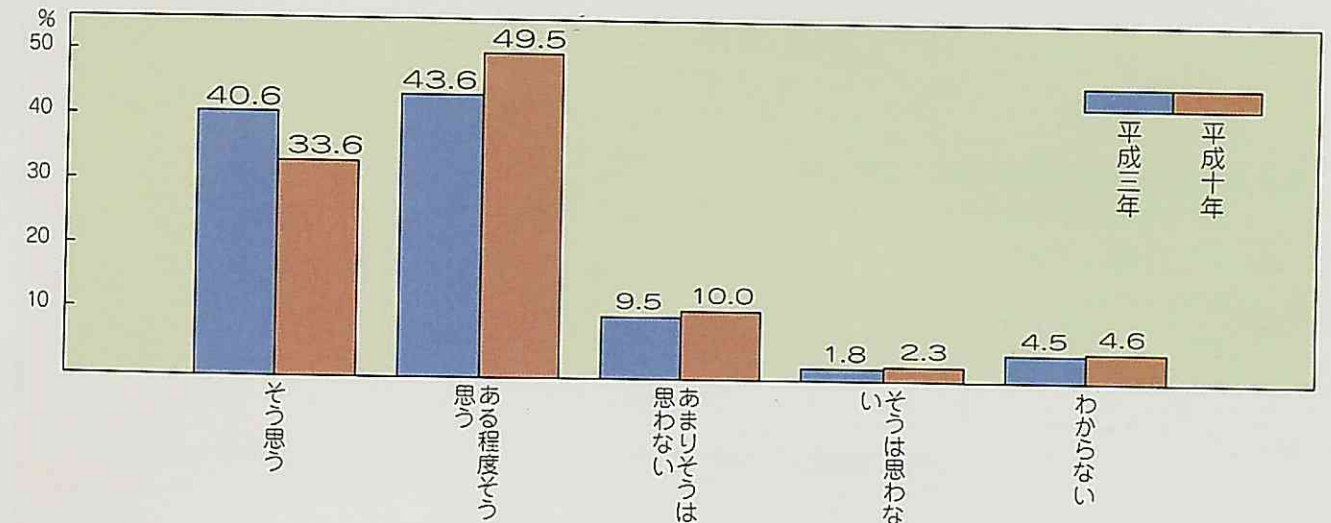
くなっており、例えば、音楽や芸術などを鑑賞する人も多くなっています（図-5、図-6）

◆日本の国や国民について誇りに思うこと（図-3）



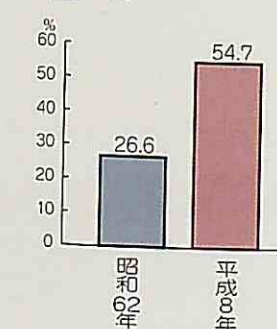
総理府「社会意識に関する世論調査」による。

◆現在の日本はすぐれた文化や芸術をもっているか（図-4）

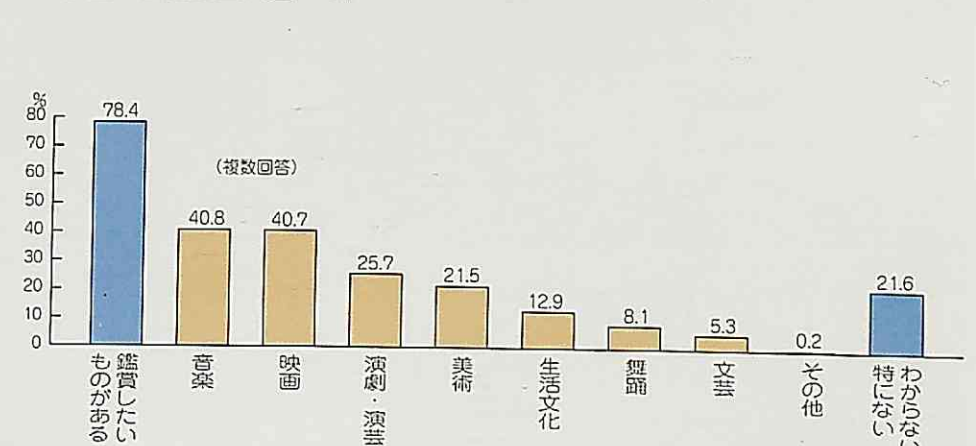


総理府「社会意識に関する世論調査」による。

◆プロの公演や作品などの直接鑑賞—鑑賞したことがあると答えた人の割合（図-5）



◆今後の鑑賞希望（図-6）



総理府「文化に関する世論調査（平成8年11月）」による。

(2) 文化政策の推進

●文化振興マスタープラン

文化は国の存立基盤であり、豊かな活力ある社会を形成するためには、文化振興は不可欠です。そのため、文化立国の実現に向けて、国をあげて取り組んでいくことが必要であります。

文化庁では、経済、社会情勢の大きな変化や政府全体におけるいわゆる六大改革への積極的な取り組みの

なかで、新たな文化行政の総合的推進が求められていることから、文化庁に置かれている文化政策推進会議（芸術家、経済界、学識経験者等46名により構成）の報告を踏まえ、平成10年3月31日、「文化振興マスタープラン」を策定しました。

「文化振興マスタープラン—文化立国の実現に向けて—」

（平成10年3月31日 文化庁）の概要

第1章 今なぜ文化立国か

文化は、固有の意義を有するとともに、国民性を特色付け国民共通の拠りどころとなるものである。しかしながら、価値観の変動と多様化、国際化の進展、大競争（メガ・コンペティション）の激化等の急激な社会の変化が進む中で、我が国文化の現状に対する懸念の声が高まっている。また一方、国民生活や社会を支えるものとして科学技術と文化の重要性が急速に高まっている。

経済や社会の大きな変化により文化との係わりで様々な問題や課題が顕在化しており、これらに対応するため、文化立国の実現は国をあげて取り組むべき喫緊の課題である。

第2章 文化立国の実現に向けての取り組み

文化行政を取り巻く状況を踏まえ、文化行政の総合的な推進が必要である。

- (1) 文化振興総合計画の検討
- (2) 地方公共団体との連携協力
- (3) 社会における多様な資源の活用
- (4) 教育との連携
- (5) 当面の取り組み

文化立国の実現のため、文化振興総合計画の策定を視野に入れつつ、文化行政推進体制の確立に向けて、早急に次のような点について取り組む必要がある。

- ①文化政策の企画調整機能の強化の観点から文化庁の組織の在り方の検討
- ②関係省庁との連絡協議の場の拡充
- ③文化政策に関する有識者を交えた文化庁及び地方公共団体の関係者の意見交換の場の設置
- ④各地域における企業メセナ等に関する連絡協議の場の組織化など社会に内在する多様な資源のより一層の導入
- ⑤「教育改革プログラム」の一環として「地域こども文化プラン」を推進していくための学校や地域社会の連携協力の呼びかけ

第3章 文化立国の実現のため施策の体系

1. 芸術創造活動の活性化	(1) 芸術創造活動への支援 (2) メディア芸術の振興（「メディア芸術21」の推進） (3) 幅広い芸術文化活動への助成 (4) メセナ活動の活性化 (5) 活字文化の振興と普及
2. 伝統文化の継承・発展	(1) 文化財保存・修理等の充実強化 (2) 文化財の保存伝承基盤の充実 (3) 文化財の公開・活用の推進 (4) 文化財の保護対象の拡大と歴史的文化環境の保護
3. 地域文化・生活文化の振興	(1) 子どもたちの文化活動や鑑賞の機会の充実（「地域こども文化プラン」の推進） (2) 地域における個性豊かな文化の創造 (3) 文化施設や文化団体の活性化支援 (4) 伝統的な生活文化の継承と多彩な生活文化の振興
4. 文化を支える人材の養成・確保	(1) 若手芸術家の養成研修 (2) 芸術文化活動を支える人材の養成・確保 (3) 文化財の保存伝承基盤の充実（再掲）
5. 文化による国際貢献と文化発信	(1) 芸術家や芸術団体の相互交流の機会の充実 (2) 映画芸術の交流 (3) 伝統文化の国際交流の推進 (4) 博物館・美術館・文化財研究所の相互交流の促進 (5) 文化財保護に関する国際協力の推進 (6) 内外の日本語や日本文化の学習者等への支援
6. 文化発信のための基盤整備	(1) 美術館・博物館活動の活性化 (2) 国立美術館・博物館・文化財研究所の整備充実 (3) 新しい国立文化施設の整備充実 (4) 文化情報に関する総合的なシステムの構築 (5) 文化に関する研究機能の充実 (6) 情報化の進展や国際的動向に対応した著作権施策の展開

(3) 文化庁予算の充実

●文化庁予算の内容と推移

文化庁が発足した昭和43年度の文化庁予算は総額49億4,600万円でしたが、その後文化財保護の充実や芸術文化の振興、国立文化施設の整備等により昭和55年度にはその8倍の400億2,500万円に達しました。昭和56年度から昭和62年度までは伸び悩んだものの、昭和63年度から再び増加傾向に転じました。しかし、

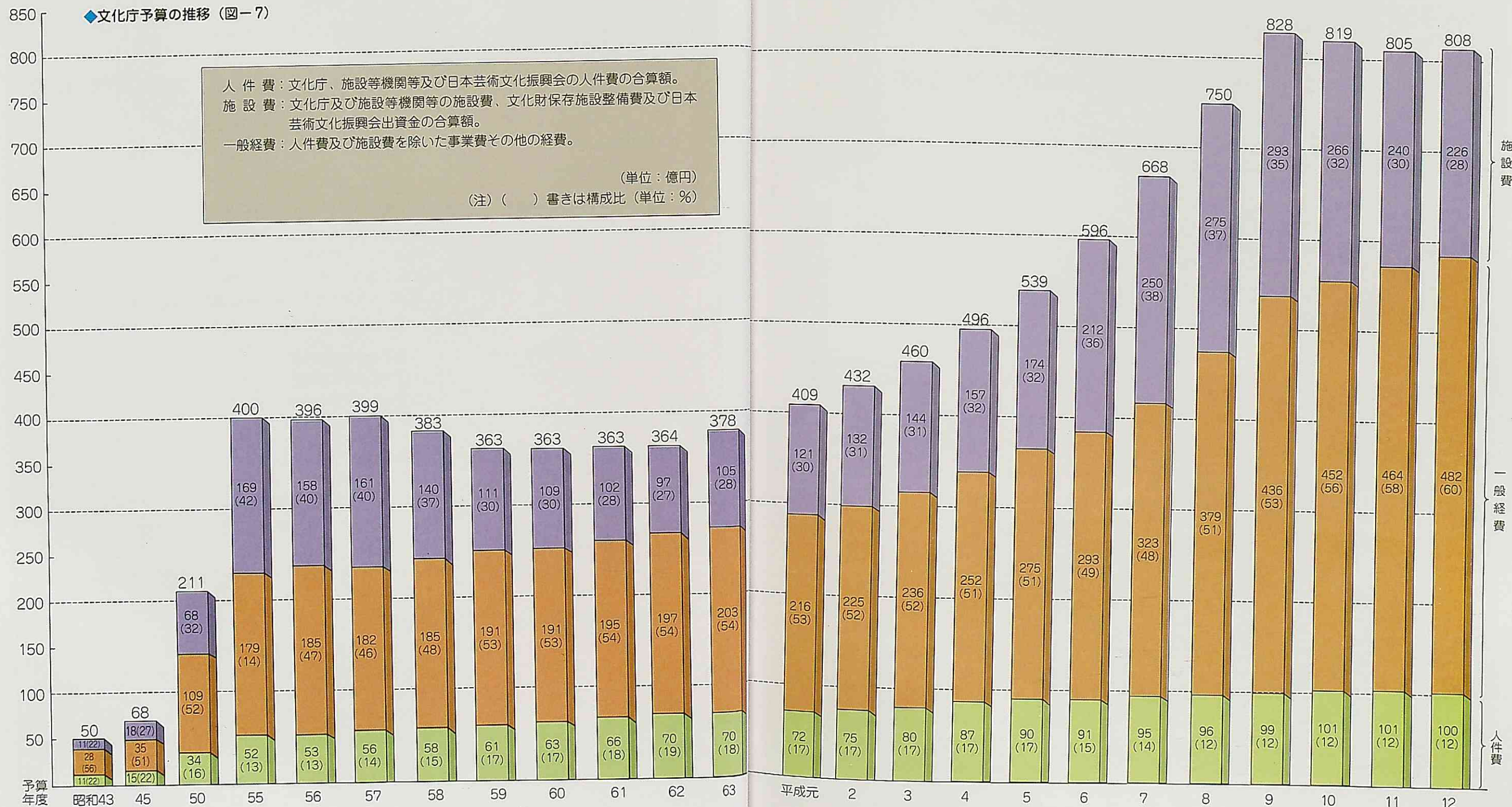
平成9年度をピークに平成10年度以降は、国の財政構造改革や国立文化施設（東京国立博物館、国立西洋美術館など）の施設整備が完了したことなどのため、再び伸び悩むこととなりました。（図－7）。

このような厳しい財政状況の下ではありますが、平成12年度文化庁予算については、見直し等の工夫も

図った上で対前年度2億8,700万円（0.4%）増の807億9,100万円となっており、文部省一般会計予算の1.37%、国の一般会計予算の0.10%を占めております。分野別では、文化庁予算全体の30.4%が芸術文化の振興、66.9%が文化財保護の充実、その他が2.7%となっています。（図－8、9）。

このほか、平成2年3月に創設された芸術文化振興基金約612億円の運用益により、芸術文化活動に対する幅広い助成を行っています。

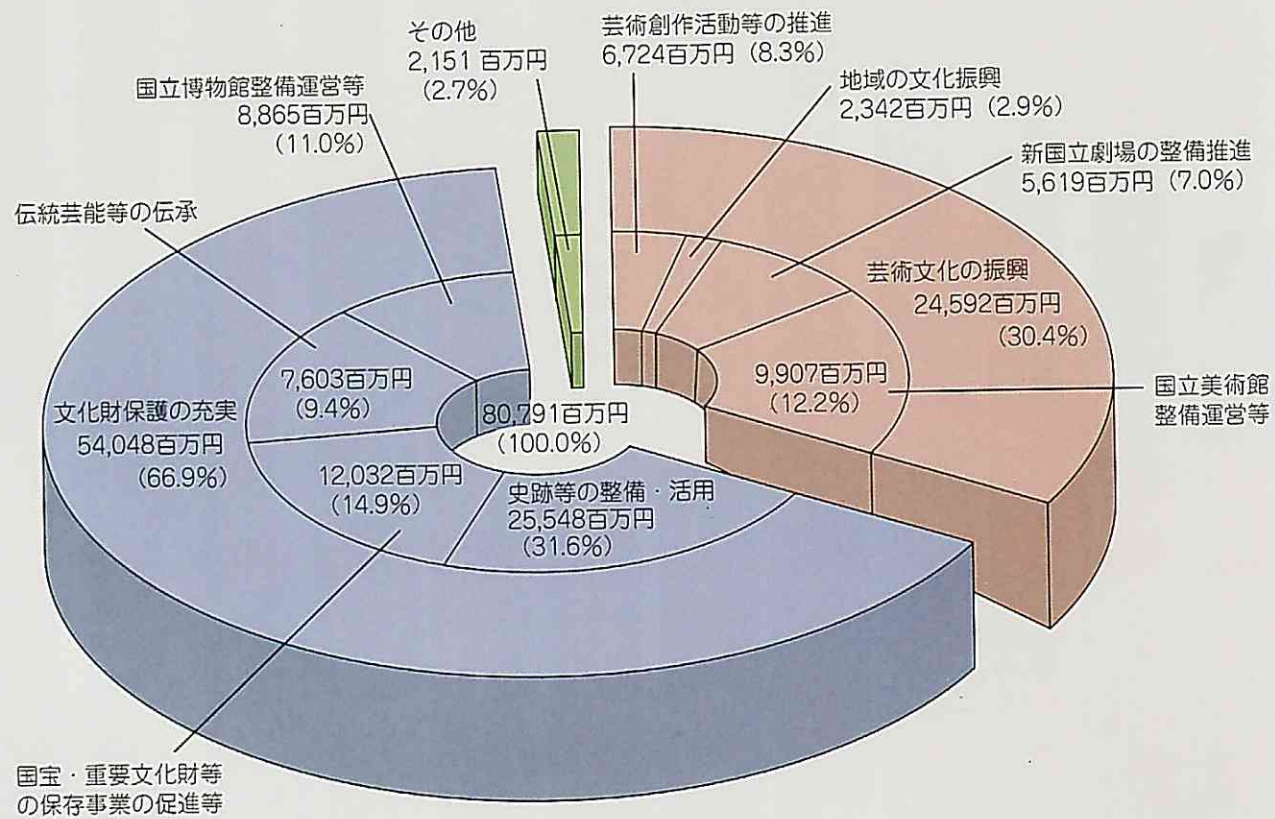
◆文化庁予算の推移（図－7）



◆総括表（図－8）

区 分		平成 11 年 度	平成 12 年 度	増 減 率
国 の 一 般 会 計		81兆8,601億2,200万円	84兆9,870億5,300万円	3.8%
	国 の 一 般 歳 出	46兆8,877億8,600万円	48兆 913億5,200万円	2.6%
	国 債 費	19兆8,319億2,300万円	21兆9,653億4,100万円	10.8%
	地方交付税交付金等	13兆5,230億円	14兆9,303億6,000万円	10.4%
	平成9年度決算不足補てん繰戻	1兆6,174億1,300万円	—	—
文 部 省 一 般 会 計（A）		5兆8,706億7,900万円	5兆8,836億7,600万円	0.2%
文 化 庁 予 算（B） 〔構成比〕〔B/A〕		805億 400万円 1.37%	807億9,100万円 1.37%	0.4%

◆平成12年度文化庁予算〈分野別〉（図－9）

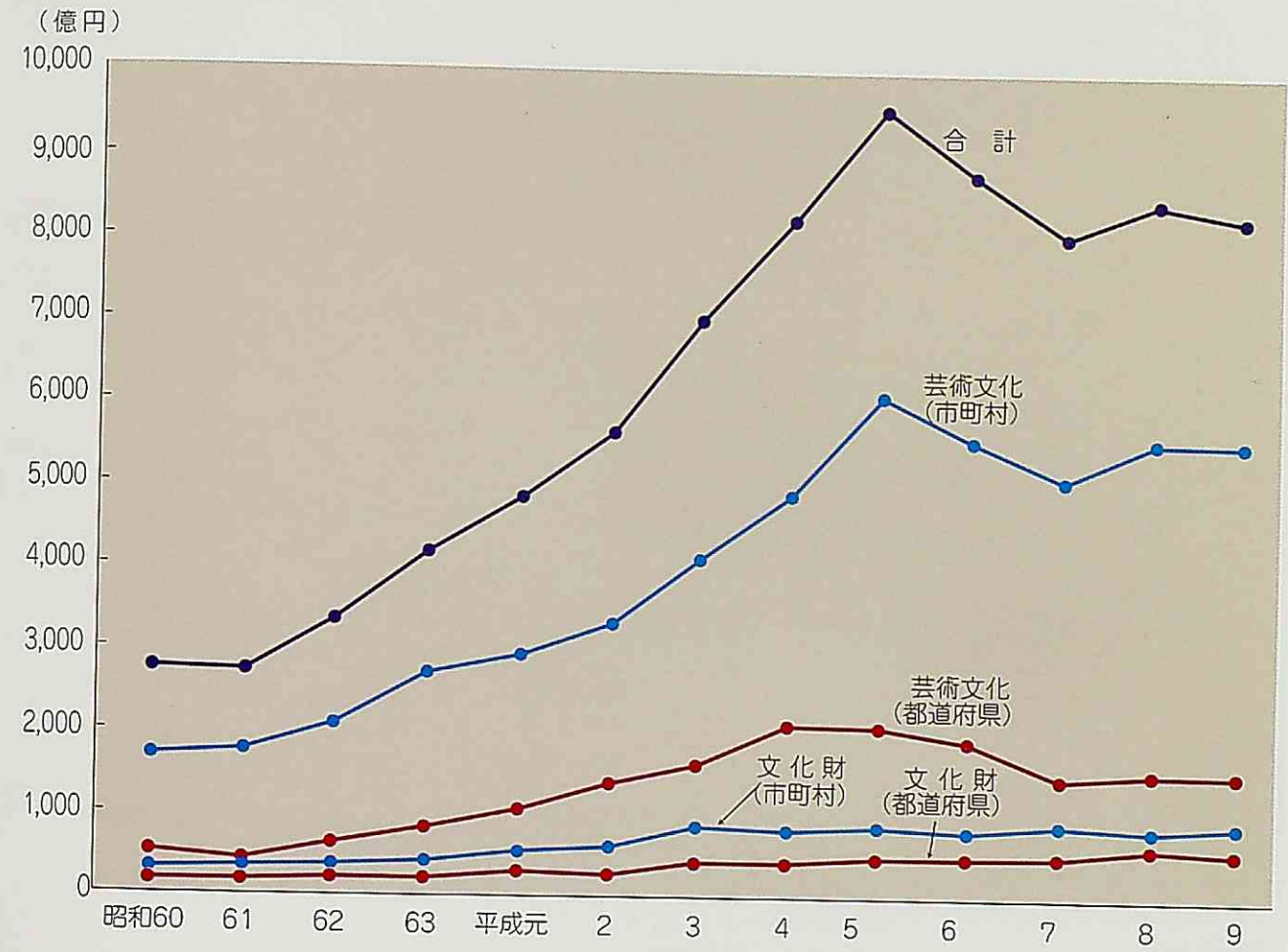


●地方公共団体の文化関係経費の推移

地方公共団体における文化関係経費については（図－10）のような推移となっています。都道府県、市町村ともに、10年前の約3倍となっています。芸術

文化関係経費が一時大きく伸びましたが、平成5年をピークにやや減少しています。その主な原因には、施設経費の減少があげられます。

◆総括表（図－10）



		昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9
都道府県	芸術文化	531	439	648	822	1,050	1,392	1,620	2,098	2,085	1,915	1,432	1,517	1,560
	文化財	184	187	231	224	313	268	421	425	502	516	566	615	562
	小 計	715	626	879	1,046	1,363	1,660	2,041	2,523	5,587	2,431	1,998	2,132	2,122
市町村	芸術文化	1,700	1,723	2,076	2,688	2,915	3,320	4,093	4,873	6,090	5,528	5,239	5,572	5,436
	文化財	319	363	383	421	548	617	860	819	876	826	875	778	820
	小 計	2,019	2,086	2,459	3,109	3,463	3,937	4,953	5,692	6,966	6,354	6,114	6,350	6,256
合 計		2,734	2,712	3,338	4,155	4,826	5,597	6,994	8,215	9,553	8,785	8,112	8,482	8,378

（単位：億円）

(4) 文化関係の税制

●芸術文化の振興と文化財の保護に共通する制度

事 項	内 容	適 用 年
特定公益増進法人	「芸術の公演・展示を自ら企画し、または実施することを目的とする公益法人」及び「自ら文化財の保存と活用の事業を行うことを目的とする公益法人」が文化大臣の認可を受けて特定公益増進法人となることができる。	昭和51年4月～
	「芸術の普及向上のための助成金の支給を行う公益法人」または「文化財の保護のために助成金の支給または国際的な交流・協力を行うことを目的とする法人」が文部大臣の認定を受けて特定公益増進法人となることができる。	平成元年4月～
	「日本芸術文化振興会」が特定公益増進法人として認められている。	
	「博物館法に規定する登録博物館のうち、一定の要件を満たすものの設置運営を主たる目的とする民法法人」が文部大臣の認定を受けて特定公益増進法人となることができる。	平成9年4月～
相続税の非課税	「芸術の普及向上または文化財の保護を主たる目的とする法人で文部大臣の認定を受けたもの」に対する相続財産等の寄付については相続税は課されない。 「日本芸術文化振興会」に対する寄付も同様。	昭和52年4月～
登録美術品	相続が発生した際、登録美術品による物納を希望する場合には、物納の優先順位が国債や不動産等と同等の第1順位となり、一般の美術品と比べて物納することが容易になる。	平成10年12月～
指定寄付金	「重要文化財の修理及び防災施設の設置の費用に充てるために公益法人が募集する寄付金」が大蔵大臣の個別の指定を受けて指定寄付金となり得る。	昭和40年4月～
	「一定の公演・展示及び稽古場の建設費用に充てるために公益法人が募集する寄付金」が大蔵大臣の個別の指定を受けて指定寄付金となり得る。	平成元年4月～
認定特定公益信託	「芸術の普及向上に関する業務（助成金の支給に限る）」または「文化財の保存及び活用に関する業務（助成金の支給に限る）」を行うことを目的とする公益信託が文部大臣の証明及び認定を受けて認定特定公益信託となることができる。	昭和62年10月～ 昭和63年10月～
	出捐金が特定公益増進法人と同様の取り扱いとなる（所得税・法人税） 相続または遺贈により取得した金銭を出捐した場合、相続税の課税価格の基礎に算入しない。（相続税）	
所得税の非課税	文化功労者年金、日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品、芸術に関する顕著な貢献を表彰する特定の賞金について、受賞者の所得税が非課税となる。	非課税

●文化財の保護に関する税制上の優遇措置

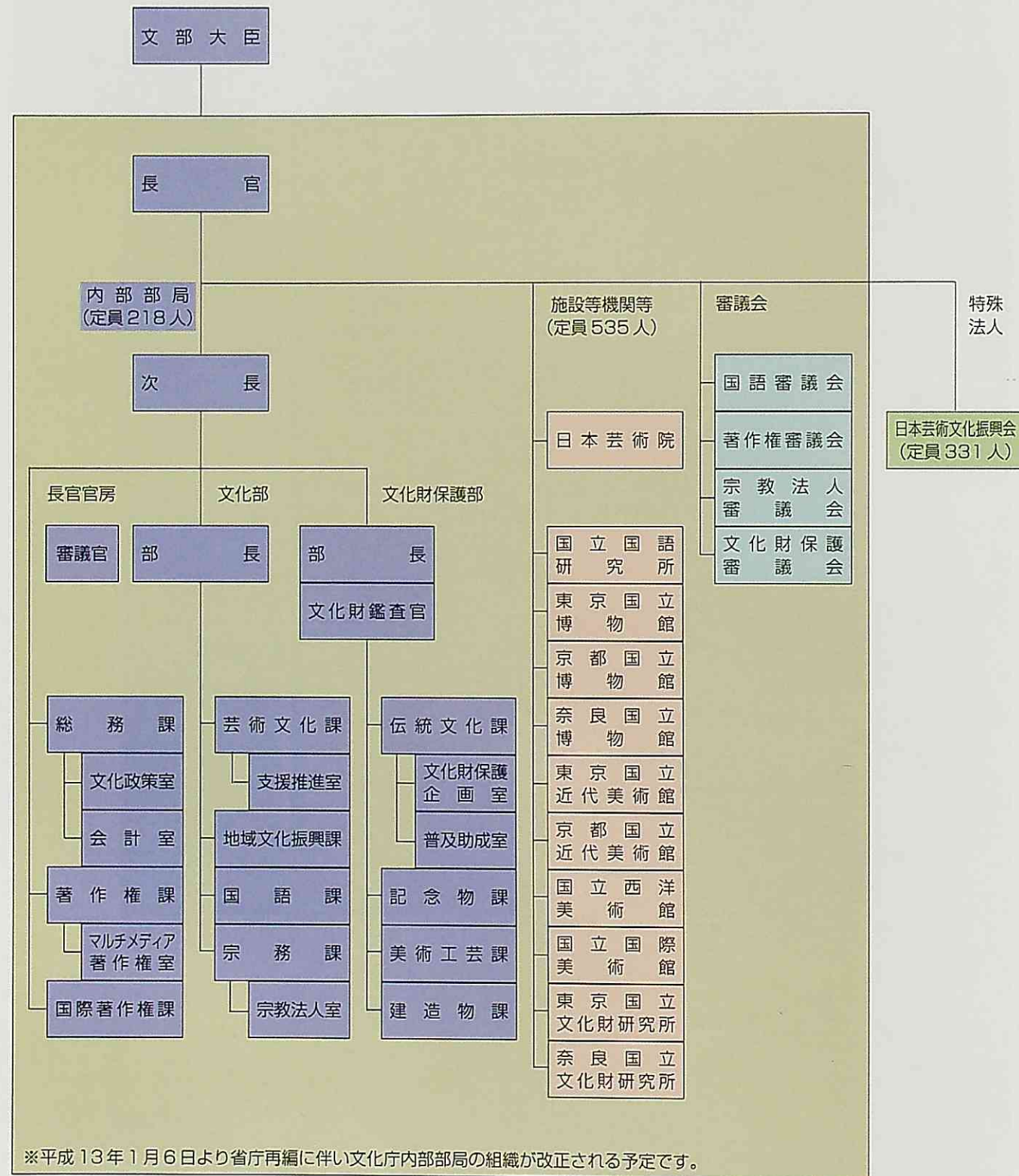
事 項	内 容	適 用 年
譲渡所得の非課税等	個人が、重要文化財として指定された動産または建物を、平成14年12月31日までに、国・地方公共団体に譲渡した場合、譲渡所得に所得税が課されない。	昭和47年4月～ 平成14年12月 (地方公共団体については昭和50年～)
	個人が、未指定有形文化財のうち、重要文化財と同等の価値があるものと認められるもの及び重要有形民俗文化財を平成14年12月31日までに国に譲渡した場合、譲渡所得の2分の1が控除される。	平成5年1月～ 平成14年12月
譲渡所得の特別控除等	重要文化財として建物とともに指定された土地及び史跡名勝天然記念物として指定された土地を国又は地方公共団体等に譲渡した場合、2,000万円の特別控除または損金算入が認められる。	昭和45年4月～
相続税の軽減	重要文化財として指定された民家及びその敷地のうち、所有者の居住の用に供されているものの相続税について相続財産評価額を軽減している。	昭和60年1月～
地価税の非課税等	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝もしくは天然記念物等または地方公共団体が指定した文化財に係る一定の土地等または伝統的建造物群保存地区内の区域内の一定の土地等については地価税が課されない。	平成4年1月～
	非課税とされる文化財に準ずるもののうち保存及び活用を図るべき一定の文化財に係る土地等については、課税価格に算入する金額が減額される。	
	登録有形文化財の登録された建造物に係る土地等については、課税価格に算入する金額が減額される。	平成9年1月～
固定資産税、特別土地保有税、都市計画税の非課税等	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物として指定され、もしくは重要美術品として認定された家屋またはその敷地については、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税が課されない。	昭和25年4月～
	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物（風俗営業に使用されるものを除く。）で、文部大臣が告示するものについては、固定資産税、都市計画税が課されない。	平成元年1月～
	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物（風俗営業に使用されるものを除く。）で、文部大臣が告示する家屋の敷地については、固定資産税、都市計画税の税額の2分の1以内を適宜軽減することが適当である。（自治省通達）	平成10年4月～
	登録有形文化財である家屋については、税額の2分の1以内を適宜軽減することが適当である。（自治省通達）	平成9年1月～

(5) 文化庁の組織

文化庁は、昭和43年に文部省文化局と文化財保護委員会を合わせて設置されました。文化庁は次のよう

な組織をもって文化の振興及び文化財の保存・活用に当たっています。(図-11)

◆文化庁の組織 (図-11)



平成13年1月5日現在定員753人

II 芸術創造活動の推進

(1) 芸術創造活動の推進施策の概要

多彩で豊かな芸術を生み出す源泉は、芸術家・芸術団体の自由な発想に基づく創造活動にあります。芸術家・芸術団体の創造活動がより活性化するためには、そ

れを支える創造環境を整備していくことが不可欠です。文化庁では、次のような施策を展開し、芸術活動の推進を図っています。

施 策	概 要	12年度予算額 (百万円)
(1) 芸術創造活動の推進 ①アーツプラン21	21世紀に向けた新しい文化立国にふさわしい創造的な芸術活動の活性化を推進するため、「アーツプラン21」として我が国の芸術創造活動に対する支援を実施。	4,951
ア. 芸術創造活性化事業		
a. 芸術創造特別支援事業	我が国の現代舞台芸術の水準向上を図る上で直接的な牽引力となることが期待される芸術団体に対する重点的支援を実施。	3,950
b. 国際芸術交流推進事業	現代舞台芸術の国際交流を推進するため、芸術団体の海外フェスティバルへの参加等を支援。また、平成12年度から新たに海外の芸術家、芸術団体との国際共同制作への支援を実施。	2,180
c. 芸術創造基盤整備事業	現代舞台芸術における協会等団体が行う人材育成・研修や調査研究事業など、芸術文化のソフト整備を支援。	1,363
イ. 舞台芸術振興事業	日本芸術文化振興会を通じて、我が国の現代舞台芸術の水準向上に資する優れた公演を支援。	407
②芸術文化振興基金	芸術文化振興基金(約612億円)の運用益をもって、芸術・文化の振興または普及を図るための芸術文化団体等の活動を助成。	1,001
(2) メディア芸術の振興 ①新しいメディア芸術の振興		
ア. メディア芸術祭	マルチメディアを活用したコンピュータグラフィックス等の新しいメディア芸術を振興するため、優れた作品の発表、顕彰及び鑑賞の機会を提供。	45
イ. メディア芸術プラザ	メディア芸術創作活動を情報面から支援するため、インターネットのホームページ上で優れた作品の公開、作品発表の場の提供等を実施。平成12年度は、新たに英語版を作成。	26
②映画芸術の振興		
ア. 優秀映画の促進	メディア芸術創造の基盤となる映画芸術の振興を図るため、優秀映画作品の顕彰や独立プロダクション作品の上映支援等を実施。	670
イ. 東京国立近代美術館フィルムセンター	東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、貴重な映画フィルムの修復事業や優秀映画鑑賞推進事業の拡充など映画フィルムの保存・活用を推進。	55
(3) 芸術家の育成		
①芸術家在外研修	我が国の若手芸術家を海外に派遣し、専門分野における実践的な研修機会を提供。	229
②芸術インターンシップ	我が国の若手芸術家に国内研修施設等での研修機会を提供。	97
③海外芸術家招へい研修	海外の若手芸術家を招へいし、我が国における研修や我が国の若手芸術家との交流の機会を提供。	63
(4) 芸術祭	意欲的な公演発表の機会及び内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会の提供を目的に、毎年秋に開催。	200
(5) 芸術家等の顕彰	文化勲章、文化功労者、日本芸術院、芸術選奨等。	—

(2) 「アーツプラン21」

芸術創造活動の推進については、従来の支援施策を再構築して、平成8年度から「アーツプラン21」を開始し、21世紀の文化立国の実現をめざして芸術創造活動の支援の抜本的拡充を図っています。

「アーツプラン21」
シンボルマーク



Arts Plan 21

21世紀に向けて、文化を重視した国づくりを進め、文化による国際貢献を果たしていくため、芸術創造の炎が太陽のように限りなく燃え広がるイメージで構成したシンボルマークです。

「アーツプラン21」
(49億51百万円)

1 芸術創造活性化事業 (39億50百万円)

我が国の芸術水準を高める上で直接的な牽引力となる公演活動が期待される芸術団体に対する重点支援や、国際芸術交流の推進・芸術創造基盤整備への支援を実施。

① 芸術創造特別支援事業

意欲的な公演活動への取組みにより、我が国の現代舞台芸術の水準向上を図る上で、直接的な牽引力となることが期待される芸術団体を対象に年間の公演活動を総合的に支援（原則3年間）

② 国際芸術交流推進事業

海外フェスティバルへの参加等の海外公演や、国際フェスティバルの開催および海外の芸術家、芸術団体との国際共同制作を支援

③ 芸術創造基盤整備事業

若手芸術家の養成・研修、芸術活動の調査研究など協会等団体が行うソフト基盤の整備を支援

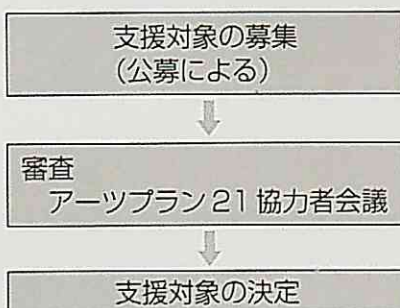
2 舞台芸術振興事業（補助金） (10億1百万円)

日本芸術文化振興会に対する補助金により、我が国の舞台芸術の水準の向上に資する優れた公演を支援。

※（ ）は、平成12年度予算額

〈募集及び審査の手続き〉

1 芸術創造活性化事業



原則として毎年1回（活動実施年度の前年度中）に公募。

2 舞台芸術振興事業

次項(3)芸術文化振興基金の〈募集及び審査の手続き〉により行われます。

「アーツプラン21」

芸術創造特別支援事業採択団体公演より



スターダンサーズ・バレエ団 ピーター・ライト版「ジゼル」
©1999 Tokyo Dance Square



俳優座劇場「守銭奴」 ©浅井優一



二期会「魔笛」 ©鏑山英次

(3) 芸術文化振興基金

● 芸術文化振興基金

芸術文化振興基金は、政府の出資金と民間からの寄付金を原資として、安定的・継続的に多様な芸術文化に幅広く援助を行うため、平成2年3月末に設けられました。

現在、約612億円（国からの拠出金500億円、民間からの寄付金約112億円）の運用益が多様な芸術文化活動への助成にあてられています。また、助成の充実のため、基金への寄付金も随時募っています。

芸術文化振興基金
シンボルマーク



芸術を限りないパワーで、力強く未来に向かって育成する。このイメージをARTの頭文字のAと、無限大の記号というエレメントで構成したシンボルマークです。
色彩は新しい時代の知性と、深い伝統の心を温かいブルーで表現しました。

福田繁雄(グラフィック・デザイナー)

なお、基金は、特殊法人日本芸術文化振興会が運用、助成対象活動の募集・決定・交付を行っています。日本芸術文化振興会はこのほか、国立劇場、新国立劇場等を設置し運営しています。

助成の対象となる活動

- 1 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動
 - (1) 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動
 - (2) 美術の展示、映像芸術の創造その他の活動
 - (3) 先駆的又は実験的な公演、展示その他の活動
- 2 地域の文化の振興を目的として行う活動
 - (1) 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動
 - (2) 伝統的建造物群、遺跡、民俗芸能その他の文化財を保存し、又は活用する活動
- 3 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動
 - (1) アマチュア、青少年、婦人その他の団体が行う公演、展示その他の活動
 - (2) 文化財である工芸技術又は文化財保存技術の復活、伝承等文化財を保存する活動

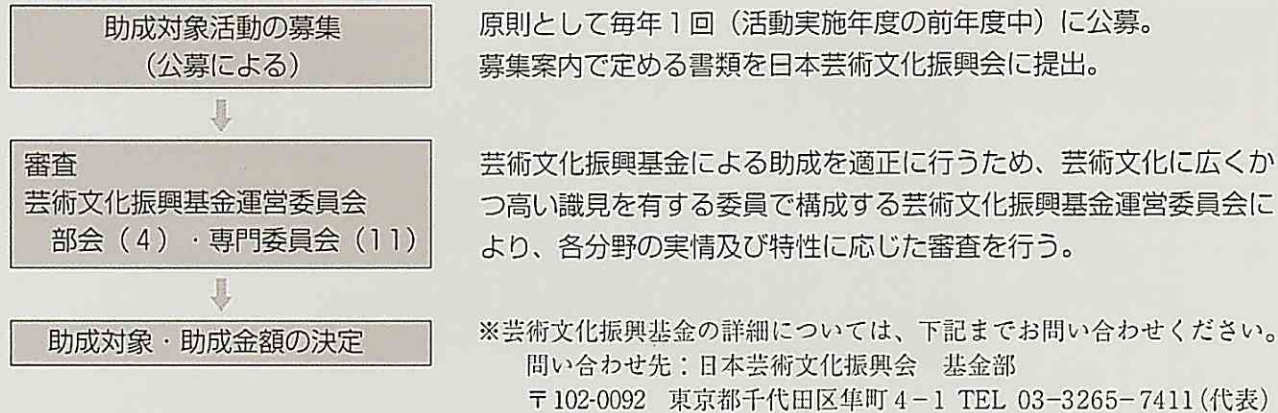
助成金交付状況

芸術文化振興基金による平成2年度から平成11年度までの助成金の交付実績は、7,741件、約217億円となっています。

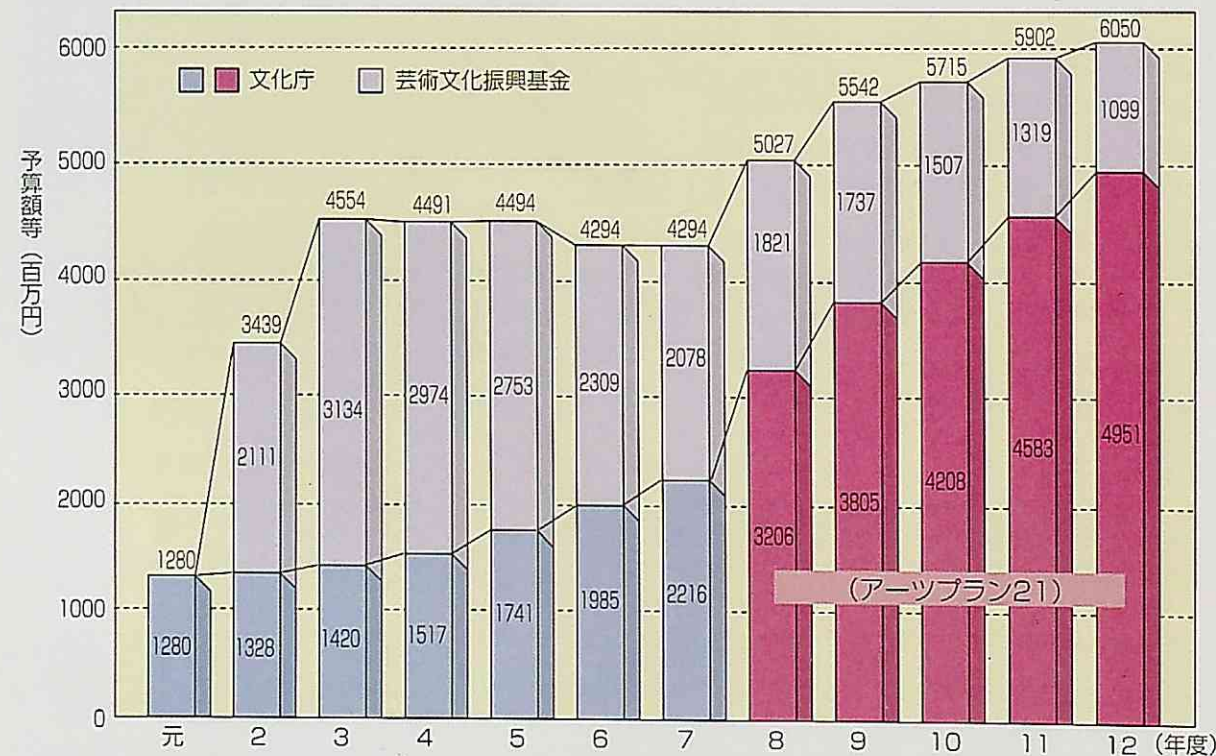
(平成11年度交付状況)

助成対象分野	応募件数	交付件数	助成金交付額
○ 芸術家及び芸術団が行う芸術の創造又は普及を図るための活動	971件	356件	983百万円
○ 地域の文化の振興を目的として行う活動	337	236	179
○ 文化に関する団が行う文化の振興又は普及を図るための活動	316	210	158
合 計	1,624	802	1,319

〈募集及び審査の手続き〉



◆芸術文化活動支援予算等の推移(図-12)



(注1) 平成7年度までの「文化庁」は、「民間芸術等振興費補助金」「日米舞台芸術交流事業」「優秀舞台芸術公演奨励」「舞台芸術高度化・発信事業」各事業の予算額の合計額。

(注2) 芸術文化振興基金は、助成額の実績。ただし、12年度は予算額。

(4) メディア芸術の振興

●新しいメディア芸術の振興

インターネットの急速な普及、DVD等の新しいメディアの登場、多チャンネル放送の展開など、マルチメディアの進展は、文化の普及振興手段に大きな変化をもたらしています。

このような多メディア・多チャンネル化が進む中で、そのコンテンツ(内容)となるコンピュータ・ゲ

ラフィックス、アニメーションなどのメディア芸術は、21世紀の我が国の芸術文化全体の活性化を促す牽引力として、その振興が緊急の課題となっています。

このため、文化庁では、以上のようなメディア芸術の振興のため、下記のように様々な施策を展開しています。

メディア芸術祭

我が国のメディア芸術の振興に資するため、優れたメディア芸術作品の発表の機会を提供し、創造性あふれる作品を顕彰するとともに、これを鑑賞する機会を提供。

メディア芸術プラザ

インターネットを活用し、メディア芸術創造活動に役立つ各種の情報や素材の提供、優れたメディア芸術作品の紹介、作品発表の場の提供などを実施。(平成12年度は英語版を作成)

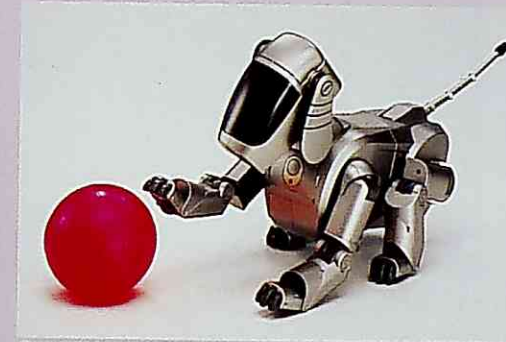
◆平成11年度(第3回)文化庁メディア芸術祭◆

文化庁では、新しい表現技法を開拓した創造性あふれるメディア芸術作品の発表・顕彰の場として、また先端的なメディア芸術の鑑賞の場として、平成9年度から「文化庁メディア芸術祭」を開催しています。

平成11年度は合計796作品の応募があり、審査委員会を経て各部門ごとに大賞1作品、優秀賞4作品が選ばれました。メディア芸術祭授賞式と受賞作品の展示は、草月会館(東京・港区赤坂)で行われ、展示会場には、デジタルアート・インタラクティブ部門で大賞を受賞した「エンターテインメントロボットAIBO(ERS-110)」や、各部門の受賞作品の展示、上映、シンポジウム及び協賛事業(企画展「Robot-ism 1950-2000」等)が行われました。



メディア芸術祭シンボルマーク
(澄川喜一東京芸術大学長 作)



©1999 Sony Corporation



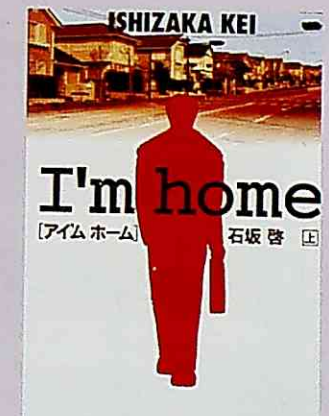
©1999 Productions Pascal Blais I, inc., IMAGICA Corp.,
Panorama Animation Film Studio de Yaroslav

写真左上：デジタルアート〔インタラクティブ〕部門
大賞 大槻 正(ソニー株式会社ER事業準備室・開発チーム代表)
空山 基(デザイン協力)
「エンターテインメントロボットAIBO(ERS-110)」

写真左下：アニメーション部門
大賞 アレクサンドル・ベトロフ「老人と海」
写真中：デジタルアート〔ノンインタラクティブ〕部門
大賞 岸 啓介「愉快な機械」
写真右：マンガ部門
大賞 石坂 啓「アイムホーム」



©KEISUKE KISHI-1999 by Softbank
Publishing Inc. All rights reserved.



©Kei Ishizaka 1999

● 映画芸術の振興

映画は、国民の身近な娯楽として生活の中に定着するとともに、総合的な芸術として重要な位置を占めてきました。しかしながら、現在の邦画界は、製作本数や鑑賞人口等は最盛期に比べると大きく減少しています。一方、マルチメディアの進展の中で、多様化する

国民の需要に対応した多彩な映像ソフトの確保が課題となっており、その供給源として映画の果たす役割が大きくなっています。

このような状況の中で、我が国映画芸術の振興を図るため、文化庁では下記のような施策を実施しています。

文化庁

優秀映画賞

優秀な邦画の製作者に対して優秀映画賞を授与。
(授賞作品数：長編映画9作品以内、短編映画・4作品以内)

優秀映画上映支援事業

大手映画会社系列の配給網に乗りにくい独立プロダクション製作の優秀映画の公開上映に必要な映画館の借り上げ経費の一部を支援。
(対象作品数 5作品)

シナリオコンクール支援

優れたシナリオを発掘するため、映画シナリオのコンクールに伴う経費を支援。

芸能フェローシップ

若手芸術家に海外、あるいは国内施設での研修機会を提供。

東京国立近代美術館フィルムセンター

特別企画上映事業

名作映画等の上映
(年間200日・400回)

優秀映画鑑賞推薦事業

公立文化施設等で巡回上映(80会場)

映画文化に関する国際交流

国際映画祭への参加に伴う経費に対する助成(6作品)

映画製作専門家の養成講座

撮影、美術、録音等映画製作専門家の養成講座を開講

所蔵映画フィルム修復事業

劣化の著しい貴重な映画フィルムを復元・修復(165作品)

ロシア連邦所在日本映画収集事業

ロシア連邦所在の日本映画を収集(5作品)

芸術文化振興基金

(特殊法人 日本芸術文化振興会)

「映画制作活動」への助成金

日本映画(劇映画、記録映画、アニメーション映画)の製作活動への助成。



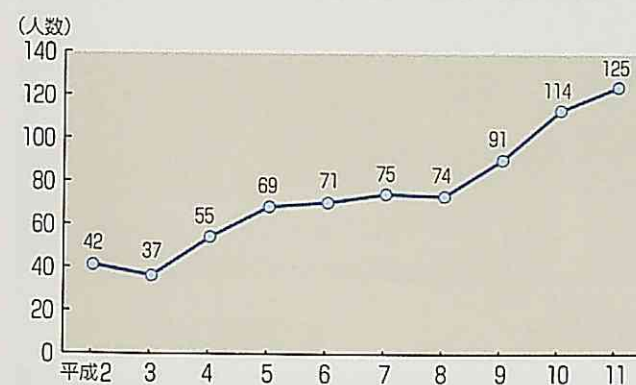
(東京国立近代美術館フィルムセンター)

(5) 芸術家の育成

文化庁では、各分野の若手芸術家に、その専門分野の研修(芸術フェローシップ)を実施しています。の実践的な研修の機会を提供するため、下記のような

制 度	内 容	研修員数(11年度)
芸術家在外研修	美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術、アートマネジメント分野の新進芸術家等を海外に派遣し、その専門分野の実践的な研修の機会を提供。 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別派遣(3か月)の4種があり、昭和42年度から平成11年度末までに1,337名を派遣。 平成8年度から研修成果の発表公演等も実施。	1年派遣 81名 2年派遣 13名 3年派遣 2名 特別派遣 29名 研修成果の発表
芸術インターンシップ	美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、アートマネジメント分野の新進芸術家等に日本国内の専門研修施設での研修のほか、研修生の創意工夫を活かした研修の機会を提供。研修期間は10か月。(平成3年度～)	64名
海外芸術家招へい研修	我が国で研修を希望する海外の有望若手芸術家を積極的に招へいし、実技を中心とした高度な研修や、我が国の若手芸術家との交流の機会を提供。研修期間は3か月、6か月、1年の3種。(平成2年度～)	アジア地域 13名 欧州地域 4名 米 国 10名

◆芸術家在外研修派遣人数の推移(図-13)



<芸術家在外研修のこれまでの派遣者の例>

絹谷 浩二(美術：洋画 昭和52年度)
佐藤しのぶ(音楽：声楽 昭和59年度)
諏訪内晶子(音楽：器楽 平成6年度)
森下 洋子(舞踊：バレエ 昭和50年度)
野田 秀樹(演劇：演出 平成4年度)

アートマネジメント

文化施設の運営や芸術文化団体の活動、あるいは、芸術文化関係の催しをより効果的で大きな成果があがるようにするための活動を称して「アートマネジメント」といいます。

その内容は極めて広い範囲にわたりますが、具体的には、企画制作、経理や組織管理等の管理関係の業務、広報活動やマーケティング等の業務が含まれます。



芸術家在外研修・研修成果の発表
「DOMANI・明日」展
(平成12年2月23日～3月26日)

(6) 芸術祭

芸術祭は、広く一般に内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催されています。

平成11年度は、音楽を主要なテーマとして、芸術祭オープニング「アジアの心：ガラ・コンサート」やウイーン国立歌劇場との共同制作による芸術祭国際共同公演「ドン・ジョヴァンニ」等の主催公演のほか、アジア近隣諸国の芸術家・芸術団体の参加を得て、

「アジア・アート・フェスティバル」を実施しました。また、演劇、音楽、舞踊、演芸の4部門の参加公演や、テレビ、ラジオ、レコードの3部門の参加作品の中から優れた公演・作品に対して芸術祭大賞、芸術祭優秀賞、芸術祭新人賞及び芸術祭放送個人賞が授与されています。



芸術祭シンボルマーク
(多田 美波氏 作)

● 平成11年度（第54回）実施内容

○主催公演	芸術祭オープニング・国際音楽の日記念コンサート「アジアの心：ガラ・コンサート」 アジア・アート・フェスティバル「アジア現代室内楽の夕べ」ほか 芸術祭国際共同公演「ドン・ジョヴァンニ」等 計6公演
○参加公演	演劇、音楽、舞踊、演芸部門 計111公演 テレビ、ラジオ、レコード部門 計115作品
○協賛公演	演劇、音楽、舞踊、演芸部門 計37公演

平成11年度（第54回）芸術祭



地域劇団東京演劇祭 No.15
A. S. T. Komagane (長野県駒ヶ根市)
「風のあしあと」



国際共同公演「ドン・ジョヴァンニ」
©三枝近志



アジア・アート・フェスティバル
「ハノイ国立音楽院管弦楽団特別演奏会」

(7) 芸術家等の顕彰

優れた業績を上げた芸術家等の功績をたたえるため、各種の顕彰制度が設けられています。

名 称	内 容 等	発 足 年 度
文化勲章	文化勲章は、文化の発展に関し勲績卓絶な者に対し文部大臣が文化功労者選考審査会の意見を聞いて行う推薦に基づき内閣が決定し、授与。 芸術分野では、美術、文芸、音楽、演劇等が対象。 文化勲章受章者は、原則として前年度までの文化功労者の中から選ばれる。	昭和12年度
文化功労者	文化功労者制度は、文化の向上発展に関し特に功績顕著な者に終身年金を支給し、これを顕彰するために設けられたもので、対象分野は文化勲章と同様。	昭和26年度
日本芸術院	優れた芸術家を優遇顕彰するための荣誉機関。 大正8年に帝国美術院として創設され、その後帝国芸術院に改組されるなどの拡充を経て、昭和22年に現在の名称となった。 現在、院長1名と美術、文芸、音楽、演劇、舞踊の各分野からの会員120名以内により構成。 また、会員以外の顕著な業績のある者に「恩賜賞」、「日本芸術院賞」を授与。	大正8年度
文化関係者文部大臣表彰	文化の各分野において優れた成果を示すとともに、教育的活動、国際交流、社会的貢献等に多大な功績を挙げた者に対し、文部大臣が表彰。	平成10年度
文化関係功労者顕彰	文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者について、文化庁長官が表彰し、又は感謝状を授与。	昭和61年度
地域文化功労者表彰	全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力するなど地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対し、その功績をたたえ、文部大臣が表彰。	昭和58年度
芸術選奨	演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、古典芸術、放送、大衆芸能、評論等の10分野において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた者に、芸術選奨文部大臣賞及び芸術選奨新人賞を授与。	昭和25年度
優秀映画賞	日本映画の質的向上と発展を図るため、優れた作品に文化庁長官が優秀映画賞を授与（平成2年度から10年度までは優秀映画作品賞）。	平成2年度
創作奨励賞	舞台芸術各分野において独創的な優れた舞台芸術創作作品を広く募り、優秀作品に、創作奨励賞を授与。	昭和53年度
優秀美術作品買上	美術作家の創作意欲を高めるため、新人作家等の絵画や彫刻等の優秀作品を買い上げ、文化庁主催地方巡回展で公開するほか、国立美術館において活用を図る。	昭和34年度

※この他、叙勲、褒章等の制度があります。

(8) 企業等による芸術文化活動への支援

●企業等による文化活動への支援(メセナ活動)

近年、企業の社会貢献意識の高まりに加えて、経済の発展には文化の側面が不可欠との認識が強まっていることを背景に、自ら芸術文化事業を実施したり、芸

術文化活動を支援するなど、メセナ活動を行う民間企業が増えてきています。

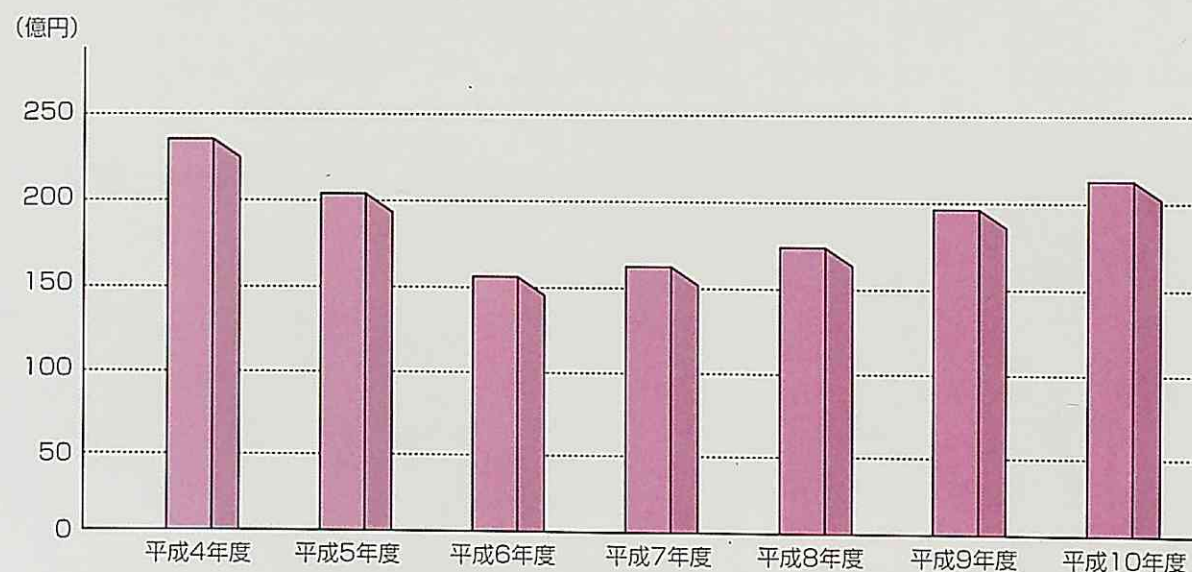
◆企業メセナの実施状況 (図-14)

年 度	実施企業数/回答企業数 (実施率)
平成4年度	250社/403社 (62.0%)
平成5年度	252社/376社 (67.0%)
平成6年度	265社/404社 (65.6%)
平成7年度	239社/358社 (66.8%)
平成8年度	230社/325社 (70.8%)
平成9年度	265社/436社 (60.8%)
平成10年度	266社/464社 (57.3%)

用語解説

〈メセナ (mécénat)〉
「芸術文化の保護・育成」を意味するフランス語で、ローマ時代、アウグストゥス帝の重臣で芸術を擁護したマエケナスに由来する

◆メセナ活動費の総額 (図-15)



年 度	メセナ活動費の総額 (回答企業数: 1社平均)
平成4年度	236億1,297万円 (186社: 1億2,695万円)
平成5年度	204億6,983万円 (190社: 1億744万円)
平成6年度	159億2,280万円 (211社: 1億7,546万円)
平成7年度	168億1,771万円 (174社: 9,665万円)
平成8年度	175億5,527万円 (176社: 9,975万円)
平成9年度	196億8,807万円 (183社: 1億759万円)
平成10年度	214億7,871万円 (210社: 1億228万円)

〈資料〉(社)企業メセナ協議会「メセナ白書1999」

(社)企業メセナ協議会

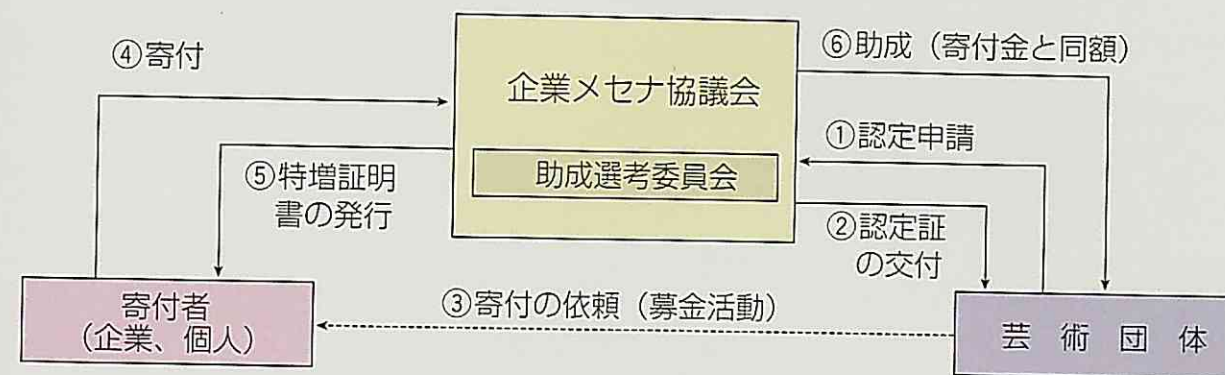
(会長: 堤 清二セゾンコーポレーション会長、理事長: 福原義春 資生堂社長)

企業のメセナ活動を支援するため、平成2年4月に設立されました。

①芸術文化支援等に関する啓発・普及・顕彰、②芸術文化支援に関する情報の収集・配布・仲介、③芸術文化支援活動の調査・研究、④海外の同種の機関との情報交換・交流など多様な活動を展開しています。

平成6年2月には特定公益増進法人(特増)に認定され、同協議会が認定した芸術文化団体の活動に対する寄付金に税制上の優遇措置が適用されることとなり、企業のメセナ活動の対象が、更に拡大することが期待されています。

企業メセナ協議会の助成認定事業



〈平成11年度実績〉

155件の芸術文化活動を認定し、これに対し752社(個人を含む)から総額5億1,566万円の寄付が同協議会を通じて行われました。

※助成認定事業に関する問い合わせ先: 社団法人企業メセナ協議会

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-5-1 有楽町マリオンビル13階
TEL 03-3213-3397

全国メセナネットワーク

(座長: 宮地良彦 (社)松本芸術文化協会会長)

近年、企業のメセナ活動は、大都市・大企業中心から地方、中小企業へと広がりを見せており、これに対して、地域レベルのメセナ組織を結成する動きが見られるようになってきています。

このような地域メセナ組織の情報交換と相互協力を進めるため、平成8年3月に全国メセナ組織連絡会が発足、平成10年9月全国メセナネットワークとして組織化されました。現在、16団体が加盟しています。

助成型財団による支援

民間企業が基本財産を出えんし、さまざまな芸術文化活動に対し助成を行う財団（助成型財団）が近年増えています。

文化庁では、これら相互の連携と国や関係機関との協力により助成事業の一層の充実を図るため、昭和63年に芸術文化助成財団協議会を設立しました。現在、23法人が加盟しています。

● 芸術文化助成財団協議会

名 称（設立年月日）	代 表 者	主な助成分野	主な助成対象	平成 10 年度助成実績
(財) サントリー音楽財団 (S 44.12.26)	理 事 長 稲見 宗孝	音楽	公演、出版	646 万円
(財) 日本交響楽振興財団 (S 48.3.30)	会 長 福原 義春	音楽（オーケストラ音楽）	公演	演奏会開催による助成
(財) ソニー音楽芸術振興会 (S 52.4.20)	理 事 長 大西 泰輔	音楽（クラシック）	公演	演奏会開催による助成
(財) 鹿島美術財団 (S 57.11.16)	会 長 鹿島 昭一	美術	調査研究、出版 国際交流	6,035 万円
(財) 沖永文化振興財団 (S 60.2.1)	理 事 長 沖永 莊一	地域文化（民俗芸能）	公演、保存伝習事業	300 万円
(財) セゾン文化財団 (S 62.7.13)	理 事 長 堤 清二	現代演劇、現代舞踊	公演、出版 国際交流	11,138 万円
(財) 三菱信託芸術文化財団 (S 62.12.10)	理 事 長 林 宏	音楽（オーケストラ、オペラ）、作曲家団体	公演、音楽祭 海外公演	5,500 万円
(財) アフィニス文化財団 (S 63.3.31)	理 事 長 長岡 實	音楽（オーケストラ）	公演、音楽祭 音楽家養成海外派遣	8,374 万円
(財) 三井海上文化財団 (S 63.10.21)	理 事 長 松方 康	音楽、郷土芸能	公演、国際交流（アマチュア団体）	5,200 万円
(財) アサヒビール芸術文化財団 (H 1.3.31)	理 事 長 瀬戸 雄三	美術、音楽	展覧会、公演、留学生 スカラーシップ	3,697 万円
(財) 東洋信託文化財団 (H 1.11.28)	理 事 長 武内 伸允	地域文化（音楽、演劇、 伝統芸能、美術）	公演、展覧会	2,500 万円
(財) 五島記念文化財団 (H 2.3.16)	理 事 長 横田 二郎	美術、音楽（オペラ）	新人研修、公演（オペラ）	4,997 万円
(財) 野村国際文化財団 (H 2.5.22)	理 事 長 氏家 純一	音楽、美術等	音楽、展覧会 新人育成	21,660 万円
(財) 花王芸術・科学財団 (H 2.10.8)	理 事 長 常盤 文克	美術、音楽、 科学技術（平成9年度から）	展覧会、公演、芸術・ 科学技術の研究	4,300 万円
(財) ロームミュージックファンデーション (H 3.2.19)	理 事 長 佐藤研一郎	音楽	公演、国際交流、調査 研究、奨学援助	11,843 万円
(財) 安田生命クオリティオブライフ文化財団 (H 3.6.10)	理 事 長 大島 雄次	音楽 伝統文化	人材育成	7,300 万円
(財) 全国税理士共栄会文化財団 (H 3.10.1)	理 事 長 瀬戸 晃	地域文化（舞台、伝統 芸能、伝統工芸技術）	公演、人材育成	650 万円
(財) よんでん文化振興財団 (H 3.10.1)	理 事 長 山本 博	四国地域の文化活動 （美術、音楽）	展覧会、公演	1,440 万円
(財) 朝日新聞文化財団 (H 4.5.18)	理 事 長 箱島 信一	音楽、美術	公演 展覧会	2,300 万円
(財) ユニオン造形文化財団 (H 6.5.24)	理 事 長 立野 純三	空間造形デザイン	調査研究、国際交流、 若手の在外研修	2,869 万円
(財) ローランド芸術文化振興財団 (H 6.9.19)	理 事 長 梯 郁太郎	電子芸術	電子技術を応用した芸術 文化活動	750 万円
(財) エネルギア文化・スポーツ財団 (H 6.10.7)	理 事 長 多田 公照	中国地域の文化活動（美術、 音楽、伝統文化、スポーツ）	公演、展示、保存・伝 承、スポーツ振興	3,046 万円
(財) 新日鐵文化財団 (H 6.11.4)	理 事 長 齋藤 裕	音楽、（洋楽、邦楽）	公演	2,000 万円

Ⅲ 地域における文化の振興

近年、心の豊かさを求める国民の意識が高まるなか、人生にゆしみと潤いをもたらすものとして、文化に対する関心がますます高まっています。こうした機運を背景として、文化庁では優れた芸術文化に身近に接することができ、地域に根づいた芸術文化活動が活発に行われるようにするため、個性豊かな芸術文化の振興、文化の国際交流の促進、文化を支える人材の育成など、地域における芸術文化の振興、蓄積や発信を促進しています。

さらに、文化は豊かな人間性を育むものであるとともに、人と人との心のつながりや相互に理解し、尊重しあう土壌を提供するものであることから、地域や学校教育の場等において、子どもたちが優れた芸術文化や伝統文化に接し、文化活動に参加できるような機会を拡充します。

(1) 地域における文化の振興のための施策の概要

施 策	内 容	平成12年度予算額
① こどもの文化活動の推進 (地域こども文化活動推進事業)	地域で子ども達が優れた舞台芸術や美術品、文化財にふれたり、各種の文化活動に参加する機会を充実させることで、豊かな心を育むことができる環境を醸成するための諸事業を文化庁と地域が共同で実施している。	8億6,778万円
② 文化のまちづくり事業	地域の文化遺産などを活かしながら、地域に根ざした特色ある芸術文化活動を活発にし、優れた芸術文化を身近に鑑賞できるようにすること等を通じたまちづくりを文化庁と地域が共同して実施している。	5億2,656万円
③ アーティスト・イン・レジデンス事業	国内外の芸術家がある地域に一定期間滞在し、創作活動等を通じて芸術家相互及び地域との交流を深め、高度で独創性にあふれた芸術文化の創造の契機となるとともに地域文化の振興に資することを目的として実施している。	1億175万円
④ 地域芸術発信事業	地域の文化の誇りとなり、顔となる高度な創作活動を広く全国に発信し、他地域との交流を通じて地域文化の高度化を図る事業を文化庁と地域が共同で実施している。	6,072万円
⑤ 国民文化祭	国民一般が行っている各種の文化活動を全国的な規模で一堂に集め、相互に競演、交流、発表する場として都道府県等との共催により開催している。	2億1,151万円
⑥ 全国高等学校総合文化祭	高等学校における芸術文化活動の振興に資することを目的として、高校生の文化活動の全国的な発表の場として、全国高等学校文化連盟、都道府県との共催により開催している。	2,965万円
⑦ 芸術情報プラザ	公立文化会館が自らの企画により優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供できるよう、公立文化会館に対し、芸術家・芸術団体に関する各種の情報を提供している。	6,641万円 ※1
⑧ 芸術鑑賞機会の充実	優れた舞台芸術を各地域に派遣して、広く国民に鑑賞する機会を提供等するため、次の事業を実施している。 ① 広く国民一般を対象とする「移動芸術祭」 ② 「国際音楽の日」記念事業	3億6,581万円
⑨ 国立博物館・美術館巡回展	各国立博物館・美術館の所蔵作品を効果的に活用し、地域住民への鑑賞機会を提供するとともに、近代・現代美術の振興と文化財保護の普及を図るためテーマを決めて巡回展を実施し、また、公演会、シンポジウムを実施する。	6,728万円
⑩ 各種人材育成事業	文化施設等の運営の活性化を図るため、職員等の人材育成のための事業を実施している。 ① キューレーター研修 ② アートマネージメント研修会 ③ 公立文化施設技術職員研修会] 芸術情報プラザ事業として実施	988万円 ※2

※1 「アートマネージメント研修会」「公立文化施設技術職員研修会」分を含む。※2 「キューレーター研修」分のみ。

(2) こどもの文化活動の促進／地域こども文化プラン

子どもたちが、文化活動に参加したり、優れた芸術文化や歴史的な文化の所産に触れることにより、豊かな人間性や多様な個性を育むため、学校、地域社会や文化施設等の相互連絡を密にし、学校の内外における文化活動や鑑賞の機会を確保するための諸施策を「地域こども文化プラン」と位置づけ、次のような施策を実施している。

① 舞台芸術の鑑賞機会の充実	子どもたちが優れた舞台芸術に触れ、豊かな情操を育てる機会を学校教育の場において確保できるよう、優れた芸術団体を小学校、中学校、高等学校へ派遣する「舞台芸術ふれあい教室」や、青少年が優れた芸術を鑑賞する機会を充実することによって、豊かな感性や創造性を育むことができるよう、全国各地への優れた舞台芸術の派遣を行う「芸術体験劇場」等により、子どもたちの豊かな感性を育むとともに、舞台芸術の楽しさ、本物の芸術のすばらしさを体感する機会を充実する。	① 舞台芸術ふれあい教室 ② 歌舞伎等鑑賞教室（日本芸術文化振興会事業で実施） ③ 高校生のためのオペラ鑑賞教室（日本芸術文化振興会事業で実施） ④ 芸術体験劇場
② 文化財を活用した事業の充実	日本伝統工芸展（地方展）において、子どもを対象とした解説、製作実演を行う「日本伝統工芸展（伝統工芸こども鑑賞コース）」を実施するほか、各地域の民俗芸能や伝統技術に関する子どもの参加体験や学習活動の機会の提供など、地域における次世代への文化継承活動への支援方策の研究開発を都道府県教育委員会に委嘱する「ふるさと文化継承活動支援事業」ほか、記念物（史跡・名勝・天然記念物）への正しい理解と認識を育むとともに「心の教育」の場所として有効活用するための研究開発を都道府県教育委員会に委嘱する「ふれあい歴史のさと事業」を実施し、その成果を全国に普及させるなど、子どもたちの健全育成とともに伝統文化の継承と発展を図るため、文化財を活用したこども対象の事業を充実する。	① 日本伝統工芸展（伝統工芸こども鑑賞コース） ② ふるさと文化継承活動支援事業 ③ ふれあい歴史のさと事業
③ 美術館・博物館における活動の充実	国立美術館、博物館において子どもや親子を対象とした事業を行うほか、地域の公立美術館、博物館等において子どもたちを対象にした展覧会や、実際に美術や工芸等の創作活動を行う「美術体験事業」等により、子どもたちが美術作品等に親しむことができる環境の醸成を図る。	① 国立美術館・博物館における子どもや親子を対象とした展示会等の充実 ② 優秀映画鑑賞推進事業 ③ 美術体験事業 ④ 子どもジャパン・ミュージアム構築 ⑤ 土曜日における美術館・博物館の子どもへの無料開放
④ 地域における文化活動の振興	地域において子どもたちが、ミュージカルやオーケストラ、伝統芸能などの舞台芸術に参加する機会や発表する場の提供などを行う「舞台芸術参加事業」や、高校生の文芸創造活動の振興を図るため、小説や俳句など文芸分野の講演会、研修等を行う「高校生文芸道場」等により、子どもたちが、地域において積極的に文化活動に参加できるようにするための支援を行う。 また、高校生の創造活動の向上を図るとともに、相互の交流を深めるため、全国都道府県代表の高校生による芸術文化活動の発表の場として、また諸外国の青少年との交流の場としての「全国高等学校総合文化祭」を開催している。	① 舞台芸術参加事業 ② 全国高等学校総合文化祭 ③ アジア国際文化交流事業 ④ 日中高校生文化交流事業 ⑤ 日韓高校生文化交流事業 ⑥ 高校生文芸道場 ⑦ 学校の余裕教室などを活用した文化活動の促進 ⑧ 地域における子どもたちの文化活動の優れた事例の収集と紹介 ⑨ 各種の媒体を通したキャンペーンの展開

●地域こども文化活動推進事業（「地域こども文化プラン」の中核的事业）

「地域こども文化プラン」の諸事業のうち、舞台芸術参加事業、ふるさと文化継承活動支援事業、美術体験事業、舞台芸術ふれあい教室、芸術体験劇場、高校生文芸道場の6事業を中核的事业と位置づけ、実施しています。

舞台芸術参加事業

子どもたちが実際に舞台芸術活動に参加する機会を提供する「舞台芸術参加事業」を実施します。



舞台芸術参加事業

ふるさと文化継承活動支援事業

ふるさとの文化を担う子どもたちの地域における文化継承活動の支援方策の研究開発を目的とする「ふるさと文化継承活動支援事業」を実施します。



美術体験事業

美術体験事業

子どもたちが美術品や文化財等を鑑賞するとともに、実際に美術や工芸等の創作活動を行う「美術体験事業」を実施します。

舞台芸術ふれあい教室

子どもたちが優れた舞台芸術に触れ、豊かな情操を育てる機会を全国各地の小学校、中学校、高等学校の学校教育の場において提供する「舞台芸術ふれあい教室」を実施します。



舞台芸術ふれあい教室

芸術体験劇場

青少年が優れた芸術を鑑賞する機会を充実し、豊かな感性や創造性を育成するため、優れた舞台芸術を全国各地に派遣する「芸術体験劇場」を実施します。

高校生文芸道場

高校生の文芸創作活動の振興を図るため、講演会や研修会等を実施する「高校生文芸道場」を実施します。



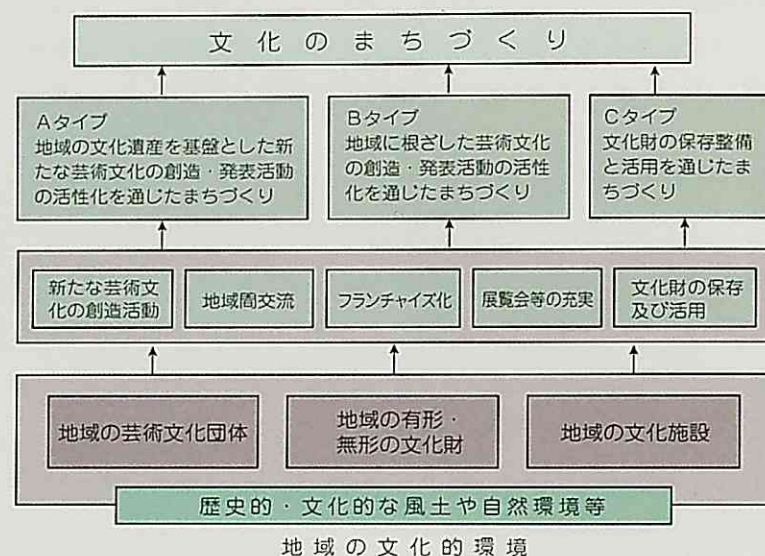
高校生文芸道場

(3) 地域における芸術文化の創造活動の促進

●文化のまちづくり事業

文化のまちづくりでは、このような事業を支援します。

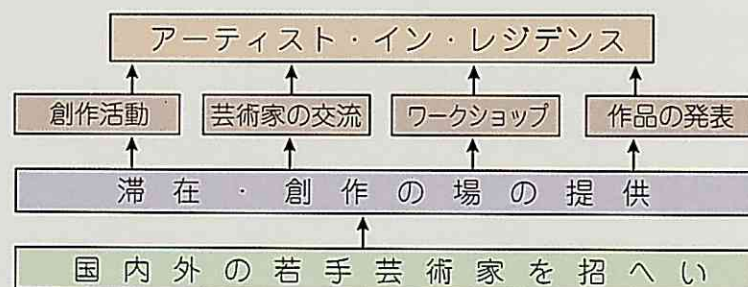
- ① 新たな芸術文化の創造活動
- ② 地域の文化施設を活動拠点とする優れた芸術団体の育成
- ③ 芸術文化の地域間交流
- ④ 地域の美術館等における企画展、公募展等の充実
- ⑤ その他継続的で、特色のある芸術文化活動



●アーティスト・イン・レジデンス事業

アーティスト・イン・レジデンスでは、次のような事業を支援します。

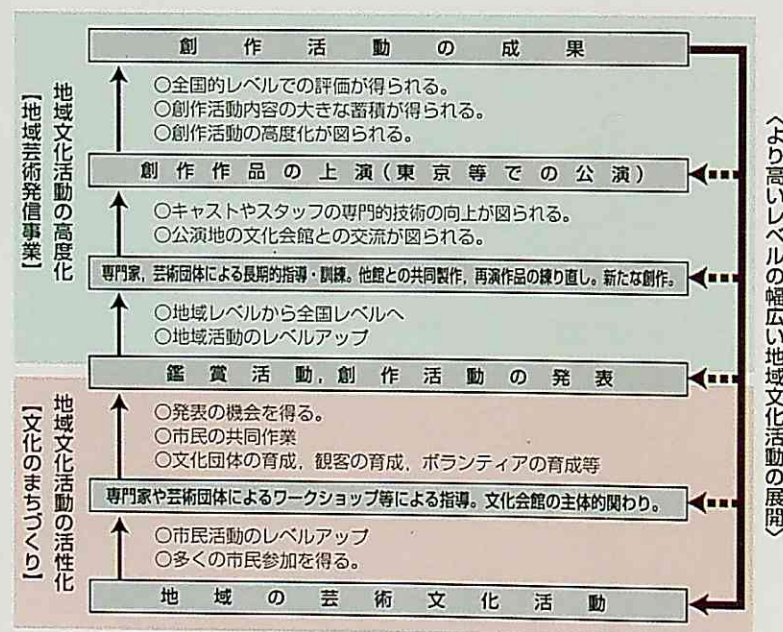
- ① 国内外からの招へい芸術家による創作及び発表活動
- ② 招へい芸術家による地域住民に対するワークショップの実施
- ③ 対象分野：音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術、絵画、陶芸、彫刻、写真、文芸等



●地域芸術発信事業

地域芸術発信事業はこのような事業を支援します。

文化会館等を中心に創作された優れた舞台芸術を新たに練り直す、あるいは他の会館と共同制作を行う等、地域文化活動の高度化を目指す先駆的な事業。



(4) 地域住民の芸術文化活動への参加の奨励

●国民文化祭

国民文化祭は、国内の芸術文化活動への参加意欲に応えるとともに、芸術文化活動の水準を高め

るために開催している国民の文化の祭典です。

●実施内容開催県及び開催予定県

回(年度)	都道府県名	開催期間	回(年度)	都道府県名	開催期間
第1回(S 61)	東京都	61.11.22～12. 1	第11回(H 8)	富山県	8. 9.28～10. 7
第2回(S 62)	熊本県	62.10. 2～10.11	第12回(H 9)	香川県	9.10.25～11. 3
第3回(S 63)	兵庫県	63.10.22～11. 3	第13回(H 10)	大分県	10.10.17～10.26
第4回(H 元)	埼玉県	元.11. 2～11.12	第14回(H 11)	岐阜県	11.10.23～11. 3
第5回(H 2)	愛媛県	2.10.19～10.28	第15回(H 12)	広島県	12.11. 3～11.12
第6回(H 3)	千葉県	3.11.16～11.25	第16回(H 13)	群馬県	13.11. 3～11.11
第7回(H 4)	石川県	4.10.24～11. 3	第17回(H 14)	鳥取県	14.10.12～10.21
第8回(H 5)	岩手県	5.10. 8～10.17	第18回(H 15)	山形県	未定
第9回(H 6)	三重県	6.10.22～10.30	第19回(H 16)	福岡県	未定
第10回(H 7)	栃木県	7.10.27～11. 5	第20回(H 17)	福井県	未定



第14回国民文化祭ぎふ'99開会式・オープニング・フェスティバル



第23回全国高等学校総合文化祭山形大会 総合開会式

●全国高等学校総合文化祭

全国高等学校総合文化祭は、高校生の創造活動の向上と相互の交流を深めることをねらいとして、芸術文化活動の発表を行う高校生の文化の祭典です。

術文化活動の発表を行う高校生の文化の祭典です。

●開催県及び開催予定県

回(年度)	都道府県名	開催期間	回(年度)	都道府県名	開催期間
第15回(H 3)	香川県	3. 8. 1～ 8. 4	第22回(H 10)	鳥取県	10. 8. 7～ 8.11
第16回(H 4)	沖縄県	4. 8. 3～ 8. 8	第23回(H 11)	山形県	11. 7.30～ 8. 3
第17回(H 5)	埼玉県	5. 8. 4～ 8. 8	第24回(H 12)	静岡県	12. 8. 5～ 8. 9
第18回(H 6)	愛媛県	6. 8. 4～ 8. 8	第25回(H 13)	福岡県	13. 8. 3～ 8. 7
第19回(H 7)	新潟県	7. 8. 4～ 8. 8	第26回(H 14)	神奈川県	未定
第20回(H 8)	北海道	8. 8. 6～ 8.10	第27回(H 15)	福井県	未定
第21回(H 9)	奈良県	9. 8. 7～ 8.11	第28回(H 16)	徳島県	未定

(5) 公立文化施設の活性化支援

●芸術情報プラザ

芸術情報プラザは、芸術家・芸術団体の公演情報資料の作成など情報提供事業の実施、アートフェア（舞台芸術見本市）の開催のほか、各地域の公立文化会館

が企画する自主的な舞台芸術公演に関する的確なアドバイスを与えるアドバイザーを設置するなど地域における芸術文化活動の支援を行っています。

芸術情報プラザの主な活動



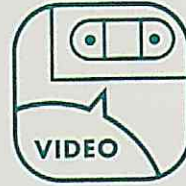
●プラザネットの運営
パソコン通信ネットワーク「芸術情報プラザネット」を運営し、円滑な情報交換を行います。



●情報誌の発行
公立文化施設に関する様々な情報、芸術家・芸術団体のホットな情報等を掲載した情報誌を発行します。



●資料コーナー
芸術家・芸術団体のチラシ、パンフレットなどの資料を展示します。



●ビデオによる公演情報
芸術家・芸術団体による具体的な公演内容のビデオを閲覧できます。ビデオ制作も行います。



●アートフェア
（舞台芸術見本市）
文化施設と芸術家・芸術団体の皆様が直接情報交換を行うことができるアートフェア（舞台芸術見本市）を開催します。



●アドバイザーの設置
専門的な知識を持つアドバイザースタッフをプラザ内に置き、ご相談に応じて、適切なアドバイスをを行います。



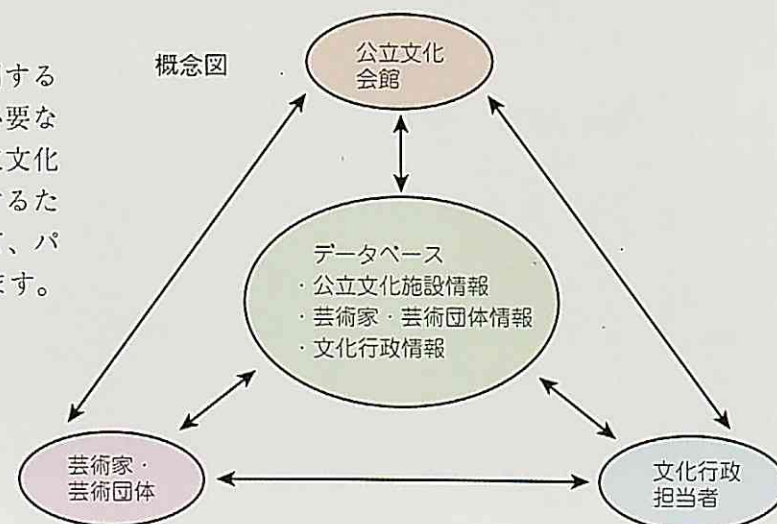
●公演企画の支援
公演企画がよりスムーズに行えるよう仲介や支援をします。

芸術情報プラザ

〒163-1469 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11F（私書箱2572）
TEL 03-5353-0321 FAX 03-5353-0322 開設時間 AM10:00～PM4:00（土・日・祝日は休業）

●地域文化情報システムの構築

地方公共団体や公立文化施設が文化に関する施策の立案や公演事業を企画するために必要な情報を提供するとともに、芸術団体と公立文化会館の相互で芸術文化情報の交流を促進するため、「地域文化情報システム」の一環として、パソコン通信ネットワークの整備を進めています。



(6) 芸術鑑賞機会の充実

●移動芸術祭

日本全国に質の高い舞台芸術鑑賞の機会を提供することにより舞台芸術の普及と向上を図り、各地域における芸術文化の調和ある発展を進めるため、オーケス

トラ、オペラ、新劇、バレエ、ミュージカル、文楽、歌舞伎、邦楽・邦舞、能楽、モダンダンス、寄席芸能の11種目について巡回公演事業を実施しています。

●「国際音楽の日」記念事業

「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」で定められた「国際音楽の日」（10月1日）

の趣旨を普及するため、文化庁と地方公共団体等との共催で「国際音楽の日」記念事業を実施しています。



国際音楽の日フェスティバル'99 イン松本

●国立博物館・美術館巡回展

国民が優れた美術作品や文化財を身近に鑑賞できるよう、国立博物館・美術館が所蔵する優れた美術作品

等によって構成した巡回展を開催します。



平成11年度 国立博物館・美術館巡回展 香川県文化会館

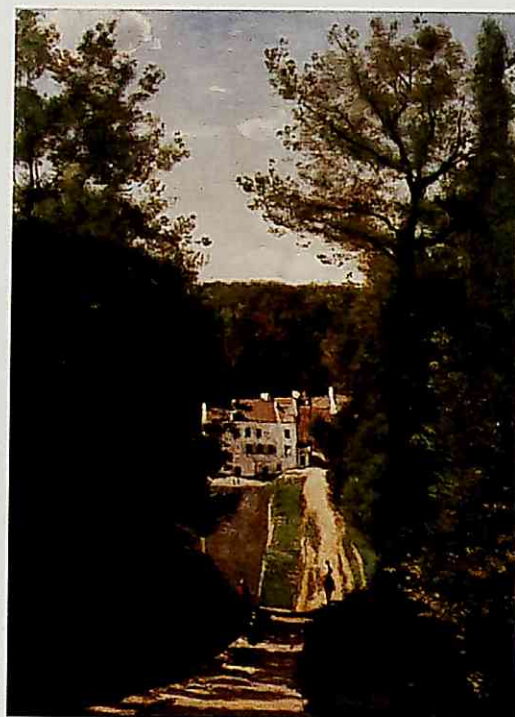
(7) 登録美術品制度

近年、我が国では美術に対する人々の関心が高まり、美術館が増加するとともに、美術館を訪れる人の数も増加しています。しかし、国内には優れた美術品が数多く存在すると思われていますが、それらがすべて美術館において一般に公開されているわけではなく、必ずしも十分に活用されないままになっていると考えられます。このような状況を踏まえ、平成10年12月に施行さ

れた「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づき、登録美術品制度が発足しました。本制度は、個人や法人が所有する優れた美術品を登録して、美術館で公開することにより、国民が優れた美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的としています。これまで8点の美術品が登録され（平成12年4月末現在）、それぞれ美術館で公開されています。

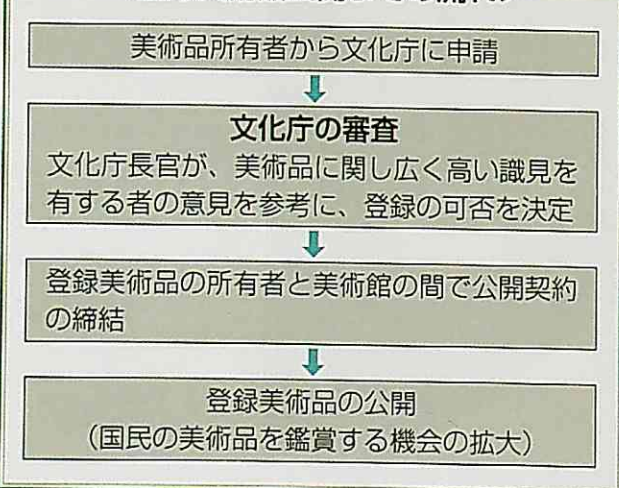


登録美術品陳列風景 東京国立近代美術館常設展にて



「ヴィル・ダヴレーのカバス」
ジャン・バティスト・カミーユ・コロ作 絵画
（村内美術館（八王子市）において公開）

＜登録美術品公開までの流れ＞



＜登録美術品の特色＞

- 登録されても所有権は移転しない。
- 美術館において専門家の手により安全かつ適切に管理され、5年以上にわたって計画的に公開される。
- 相続税を納税する際、登録美術品による物納を希望する場合は、一般の美術品に比べて物納することが容易になっている。
(相続税の物納の特例措置)

(8) 芸術文化活動を支える人材の育成

文化会館の職員や美術館・博物館の学芸員など芸術文化に携わる職員の資質能力の向上を図るため、次のような研修を行っています。又、地域における芸術文

化活動を振興するため、都道府県が行う芸術文化事業に対して専門分野の指導者を派遣しています。

研修名	主催者	期間	対象・人数	内容
芸術文化行政基礎講座	文化庁	3日間	各都道府県芸術文化行政担当者 各県2名程度	芸術文化行政や芸術文化活動についての課題等基礎的な事項に関する研修
全国公立文化施設アートマネジメント研修会	(社)全国公立文化施設協会	3日間	公立文化会館の管理運営担当職員 350名	公演の企画・運営等アートマネジメントに関する研修
公立文化施設技術職員研修会	(社)全国公立文化施設協会	3日間	公立文化会館舞台技術担当職員 各県1名程度	照明や音響等の舞台技術に関する研修
文化庁キュレーター上級研修	文化庁	6ヶ月以上	公私立博物館・美術館の人文系の学芸担当職員等で、勤務経験が概ね5年以上の者	国立美術館・博物館、文化財研究所、大学の協力により、公私立博物館・美術館の学芸担当職員の資質を向上し、専門性を高めるための研修
文化庁キュレーター中級研修	文化庁	5日間×2	公私立博物館・美術館の学芸員等	
歴史民俗資料館等専門職員研修	文化庁 国立歴史民俗博物館	5日間×2	歴史民俗資料館・博物館等の専門職員で実務経験5年未満の者 50名程度	歴史資料、考古資料、民俗資料等の調査、収集、保存、公開等に関する必要な専門的知識・技能の研修
指定文化財（美術工芸品）企画・展示セミナー	文化庁	5日間×2	指定文化財（美術工芸品）を公開する博物館等の学芸担当者 60名程度	有形文化財（美術工芸品）の公開に関わる専門的知識、技能の研修
博物館・美術館等保存担当学芸員研修	東京国立文化財研究所	10日間	国公立博物館、美術館等の学芸員で保存部門の担当者 20名程度	文化財保存に関する基礎的な知識及び技術についての講義・実習
埋蔵文化財発掘技術者研修	奈良国立文化財研究所	研修・課程ごとにそれぞれ異なる	地方公共団体の埋蔵文化財担当職員等 計320名程度	埋蔵文化財の発掘調査に必要な一般及び専門知識と技術に関する研修

IV 国語に関する施策

(1) 国語施策の改善

国語審議会においては、従来、主として表記の問題を取り上げ、一般社会生活における「目安」又は「よりどころ」として、「改定送り仮名の付け方」(昭和47年)、「常用漢字表」(昭和56年)、「改定現代仮名遣い」(昭和61年)及び「外来語の表記」(平成3年)などの答申が出され、これらはいずれも内閣告示・内閣訓令とされています。

一方、近年の国際化、情報化等の進展に伴う国語の

問題を検討するため、平成5年11月には文部大臣から「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」の諮問がなされました。

これを受け、現在国語審議会においては、敬語を中心とする言葉遣いの問題や表外漢字の字体の問題、日本語の国際的な普及や日本語における外来語・外国語(いわゆるカタカナ語)の乱用の問題などについて審議を行っています。

● 国語審議会の主要な答申と実施状況

諮問当時の内閣告示・訓令 (昭和41年6月)	答 申	現行の内閣告示・訓令
当用漢字表(昭21.11) 当用漢字音訓表(昭23. 2) 当用漢字字体表(昭24. 4)	常用漢字表 (昭56. 3)	常用漢字表 (昭56.10)
送りがなのつけ方 (昭34. 7)	改定送り仮名の付け方 (昭47. 6)	送り仮名の付け方 (昭48. 6)
現代かなづかい (昭21.11)	改定現代仮名遣い (昭61. 3)	現代仮名遣い (昭61. 7)
その他上記に関連 する事項	外来語の表記 (平 3. 2)	外来語の表記 (平 3. 6)

(2) 外国人等に対する日本語教育の推進

近年、我が国における外国人の増加や国際交流の進展により、日本語を学習している外国人は、国内で約8万3千人(図-16)、海外で約210万人(図-17)、に上っています。国内外の日本語学習者の増大や学習目的の多様化等に対応し、コミュニケーション言語としての日本語学習の振興を図るとともに、文化発信の基盤としての日本語教育の積極的な推進を図っていく必要があります。

このような状況を踏まえ、文部省・文化庁では、地域における外国人の増大に対応した日本語教育事業や、留学生に対する日本語教育、日本語教員の養成、外国人日本語能力試験や日本語教育能力検定試験への

助成、日本語教育施設の質的向上を図っているほか、就学生に対する学習奨励費(奨学金)の支給、公立学校の教員を日本語指導教員として海外に派遣する事業(REXプログラム)を行うなど、外国人に対する日本語教育振興のための諸施策を講じています。

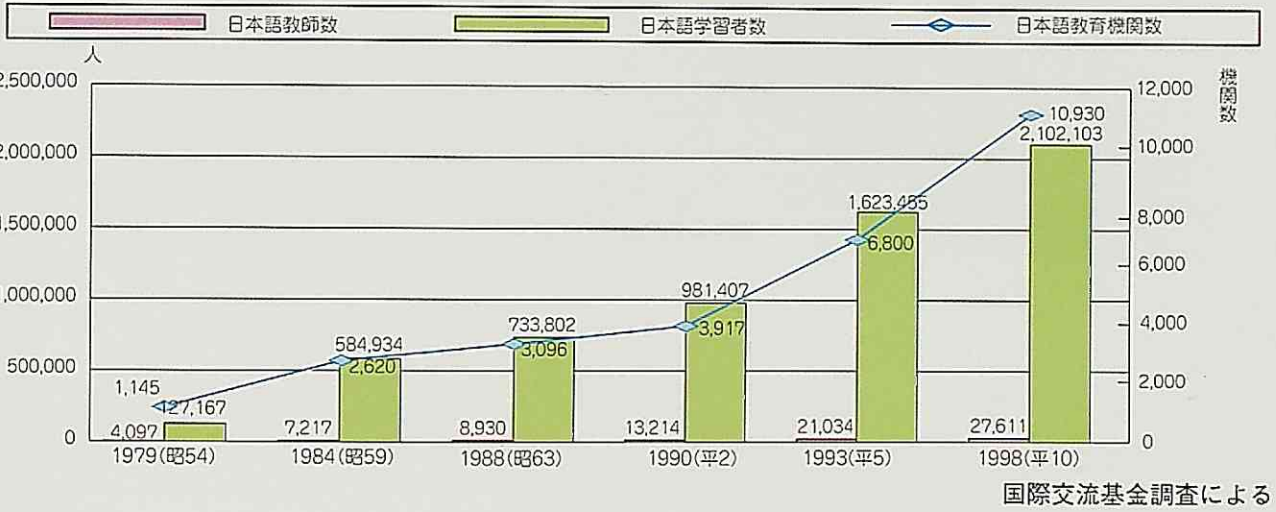
また、新たにインターネット・衛星通信を活用し、広く日本語教育に関する情報を収集・提供することで日本語学習の支援を図る総合的なネットワークシステムを構築することになっています。

さらに、国立国語研究所日本語教育センターにおいては、現職日本語教員の研修をはじめ、指導内容・方法に関する研究や教材開発を行っています。

◆国内の日本語教育機関数、日本語教師数、日本語学習者の推移(図-16)



◆海外の日本語教育機関数、日本語教師数、日本語学習者の推移(図-17)



外国人に対する日本語授業風景(写真提供 国際日本語普及協会)

V 著作権制度の概要

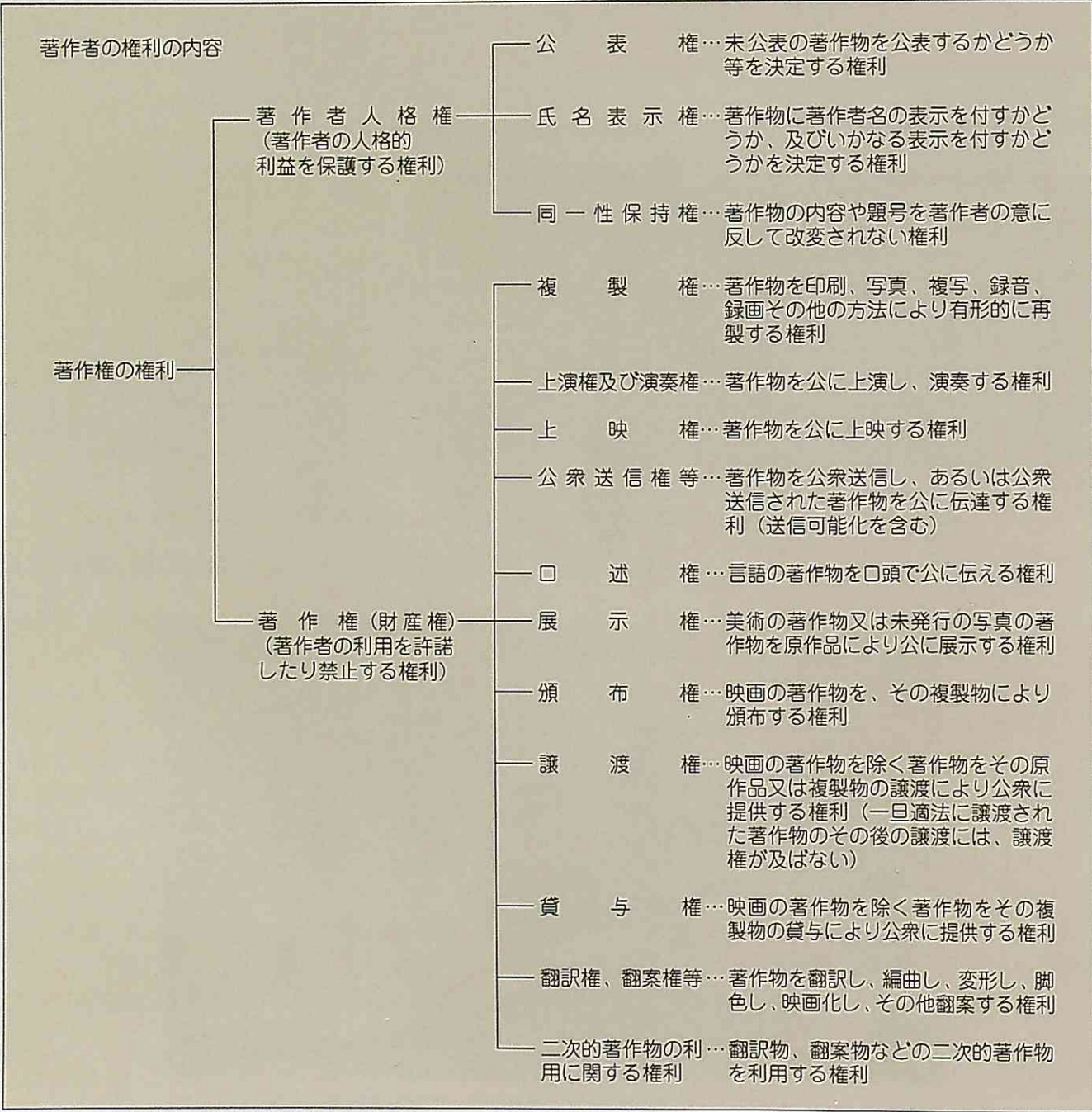
(1) 我が国の著作権制度

著作権制度は、文芸、音楽などの著作物の著作者に対して、その人格的又は財産的利益の保護を図るとともに、文化的所産たる著作物を人々が適切に享受することにも配慮しつつ、文化の発展に寄与することを目的としています。

文化庁では、近年の技術革新等による新しい著作物利用手段の発展、普及などに対応して、逐次、時代に適合した著作権制度の整備改善に努めています。

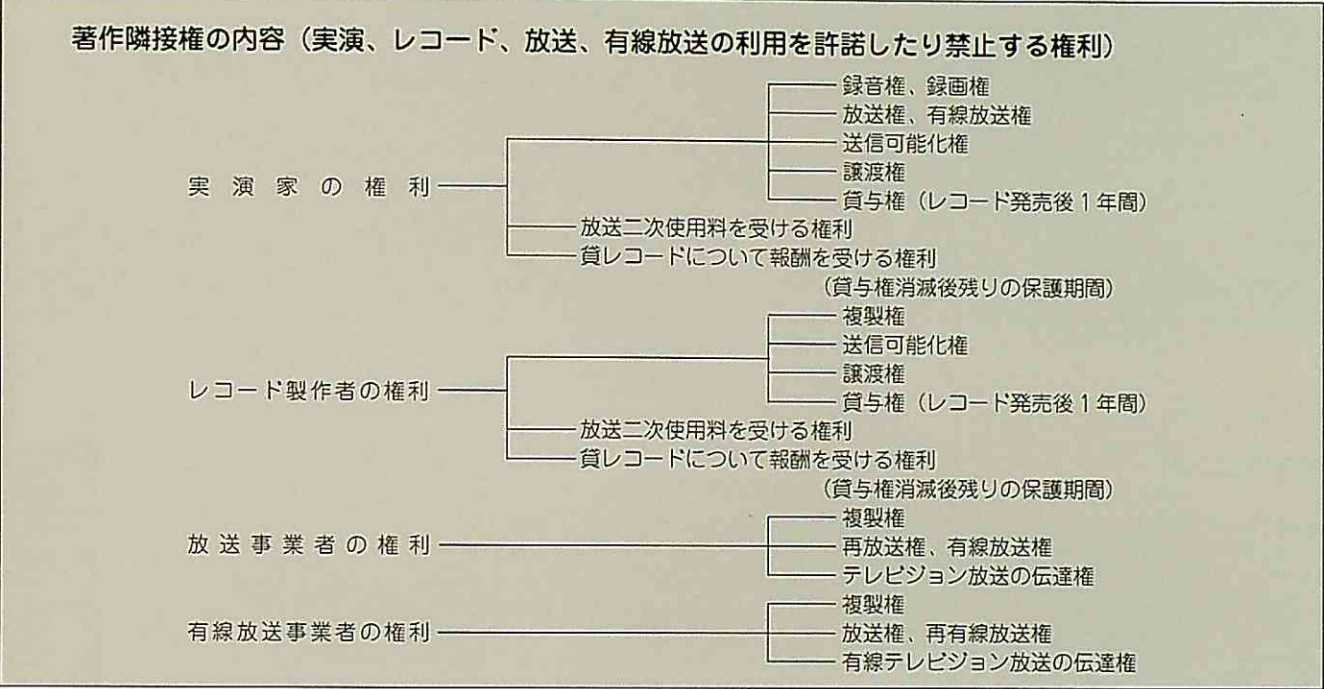
●著作者の権利

著作物	小説、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラム等
著作者	著作物を創作した者
著作者の権利の発生	著作者の権利は、著作物を創作した時点で発生する（無方式主義）。
著作権の保護期間	原則として、著作物の創作の時から著作者の死後50年間を経過するまでの間



●著作隣接権

著作隣接権	著作物を公衆に伝達する者に与えられる権利
著作隣接権の発生	著作隣接権は、実演、放送、有線放送を行った時点及びレコードに音を収録した時点で発生する（無方式主義）。
著作隣接権の保護期間	実演・放送の行われたとき、レコードに音が収録されたときから50年間



(2) 最近の著作権法の主な改正

我が国の著作権法は、明治32年に制定され、昭和45年に全面改正されましたが、最近では、レコードレンタル業の出現、コンピュータ・プログラム、データベースなどの新しい保護対象の出現、海賊版対策の強化、デジタル方式の複製などの技術革新などに伴う社会情勢の変化に対応して、次のような著作権制度の改善を行っています。

法律名	改正の概要	施行
著作権法の一部を改正する法律（昭和59年法律第46号）	貸与権の創設等	60. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（昭和60年法律第62号）	コンピュータ・プログラムの著作権法上の保護の明確化等	61. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（昭和61年法律第64号）	データベースの著作権法上の保護の明確化、有線送信に関する規定の整備、有線放送事業者の保護等	62. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（昭和63年法律第87号）	海賊版に関する規定の整備、著作隣接権の保護期間の延長等	63. 11. 21
著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第43号）	実演家保護条約の締結に伴う規定の整備	元. 10. 26
著作権法の一部を改正する法律（平成3年法律第63号）	レコードの保護強化等	4. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（平成4年法律第106号）	私的録音録画に係る補償金制度の導入	5. 6. 1
著作権法及び万国著作権法条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成6年法律第112号）	世界貿易機関協定の締結に伴う規定の整備	8. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（平成8年法律第117号）	著作隣接権の保護対象の適時的拡大、写真の著作物の保護期間の延長等	9. 3. 25
著作権法の一部を改正する法律（平成9年法律第86号）	インタラクティブ送信に係る権利の創設、同一構内での有線送信に係る権利の拡大、送信に関する規定の整備	10. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律（平成11年法律第77号）	技術的保護手段の回避に係る規制、権利管理情報の改変等の規制、譲渡権の創設、上映権の対象の拡大、演奏権に係る経過措置の廃止	11. 10. 1 12. 1. 1

Ⅵ 宗教法人と宗務行政

(1) 宗務行政の推進

宗教法人制度の適正な運用と、宗教法人の適正な管理運営を確保するため、文化庁では以下のような事業を行っています。

事業	内容
宗教法人法の施行に関すること	宗教法人の設立、規則の変更、合併、解散の認証など
宗教法人の管理運営の指導	都道府県における宗教行政事務、担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会等の実施、指導書の作成など
宗教関係資料の収集・提供	宗教年鑑、宗務時報など、宗教に関する統計資料の収集、作成。宗教事情の調査など
宗教法人審議会	宗教法人に対する不利益処分の審査その他の認証等について調査審議する機関

● 宗教法人数 (平成10年12月31日現在)

所轄	系統	区分		合計
		包括宗教法人	単位宗教法人	
文部大臣	神道系	141	82	223
	仏教系	157	217	374
	キリスト教系	58	220	278
	諸教	30	57	87
	計	386	576	962
都道府県知事	神道系	7	85,472	85,479
	仏教系	10	77,408	77,418
	キリスト教系	8	3,807	3,815
	諸教	1	15,665	15,666
	計	26	182,352	182,378
合計		412	182,928	183,340

単位宗教法人	神社、寺院、教会などのように礼拝施設を備える法人 包括宗教法人の傘下にある「被包括宗教法人」と傘下でない「単立宗教法人」がある
包括宗教法人	宗派、教派、教団のように神社、寺院、教会などを傘下に持つ法人

(2) 宗教法人法の一部改正

社会の変化に対応して所轄庁がその責任を果たせるようにし、また、宗教法人の管理運営の民主性と透明性を高めて、宗教法人制度のより適正な運用を確保するため平成7年12月に宗教法人法について最小限度の改正を行い、平成8年9月に全面施行されました。主な改正点は以下のとおりです。

改正点	概要
所轄庁の変更 (第5条関係)	他の都道府県に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とする。
事務所備付け書類の見直し、 所轄庁への提出 (第25条関係)	・宗教法人は、新たに毎年度定期的に収支計算書を作成しなければならない。(ただし、作成義務が免除される法人がある) ・宗教法人は、毎会計年度終了後4月以内に、役員名簿、財産目録、収支計算書(作成している場合)、貸借対照表(作成している場合)、境内建物に関する書類、事業に関する書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。
信者その他の利害関係人の 閲覧 (第25条関係)	宗教法人は、信者その他の利害関係人であって、事務所備付け書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、閲覧請求が不当な目的なものでないと認められる者から請求があったときは、備付け書類を閲覧させなければならない。
所轄庁の報告徴収及び質問 (第78条の2関係)	所轄庁は、宗教法人が公益事業以外の事業の停止命令、認証の取消し、解散命令の請求の要件に該当する疑いがあると認めるときは、あらかじめ宗教法人審議会の意見を聞いて、宗教法人の業務等の管理運営に関する事項に関し、報告を求め、又は職員に質問させることができる。

VII 文化財の保存と活用

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。

このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財（美術

工芸品、建造物、民俗資料）については保存修理、防災、買上げ等により、また、無形の文化財（芸能、工芸技術、風俗慣習、民俗芸能）については伝承者養成や記録作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な様々な措置を講じています。

また、平成8年度には、文化財保護制度を一層充実させるため、文化財保護法を改正し、従来の指定制度に加え、新たに文化財登録制度を導入しました。



国宝「木造十一面観音立像」（六波羅蜜寺所有）

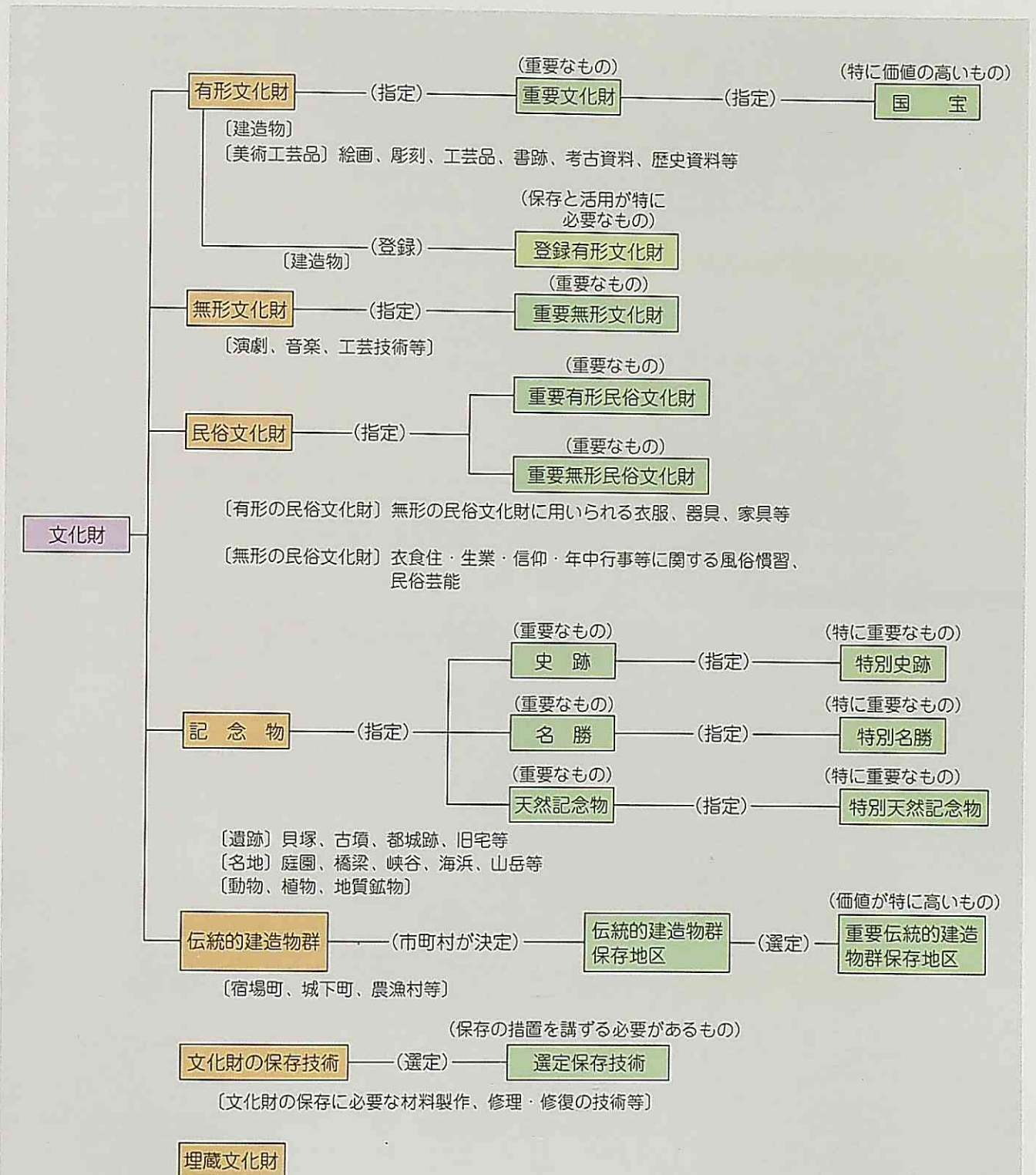


国宝「赤韋威鎧」（岡山県立博物館所有）

(1) 文化財の保護の仕組み

●文化財保護の体系

文化財の指定・選定及び登録は、文部大臣が文化財保護審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財等を種類ごとに整理すると次のようになります。



●文化財の指定等件数

(平成12年4月1日現在)

指	重要文化財 (美術工芸品) (建造物)	12,140 9,956 2,184	国 (美術工芸品) (建造物)	宝 1,054 845 209
	史跡名勝天然記念物 (史跡) (名勝) (天然記念物)	2,594 1,408 267 919	特別史跡名勝天然記念物 (史跡) (名勝) (天然記念物)	158 57 29 72
	重要有形民俗文化財 重要無形民俗文化財	195 202		
定	重要無形文化財 (芸能) (工芸技術)	(個人) 33件(52人) 41件(52人)	(個人以外) 11件(総合認定) 13件(保持団体認定)	
	重要伝統的建造物群 保存地区	54地区		
選	選定保存技術	(個人) 42件(45人)	(保存団体) 16件18団体(16)	
登録	登録有形文化財	1,559		

※選定保存技術の保存団体には重複認定があり、()内の数は実団体数を示す。

●重要無形文化財の保持者

(平成12年4月1日現在)

		種 類		個 人		団 体	
芸 能	舞	雅能	楽	0件	0人	1件	1団体
		能	舞	7	10	1	1
		文	舞	3	7	1	1
		歌	舞	5	9	1	1
		組	舞	0	0	1	1
		音	舞	15	21	6	6
		舞	舞	2	3	0	0
工 芸 技 術	竹	演	芸	1	2	0	0
		小	計	33	52	11	11
		陶	芸	13件	13人	3件	3団体
		染	織	12	15	6	6
		漆	芸	5	6	1	1
		金	工	6	10	0	0
		木	工	2	5	0	0
	漉 和 紙	人	形	2	2	0	0
		撥	鏝	1	1	0	0
		手	紙	0	0	3	3
		小	計	41	52	13	13
		合	計	74	104	24件	24団体

(注) 無形文化財のうち重要なものが重要無形文化財に指定され、これらの技を高度に体现しているものが保持者又は保持団体に認定されている。このうち個人の保持者は「人間国宝」と一般的に呼ばれている。

●重要伝統的建造物群保存地区

平成12年4月1日現在

- 1 函館市元町末広町 (港町 北海道)
- 2 弘前市仲町 (武家町 青森)
- 3 角館町角館 (武家町 秋田)
- 4 下郷町大内宿 (宿場町 福島)
- 5 川越市川越 (商家町 埼玉)
- 6 佐原市佐原 (商家町 千葉)
- 7 小木町宿根木 (港町 新潟)
- 8 平村相倉 (村落 富山)
- 9 上平村菅沼 (村落 富山)
- 10 上中町熊川宿 (宿場町 福井)
- 11 早川町赤沢 (講中町 福井)
- 12 東部町海野宿 (宿場町 長野)
- 13 南木曾町妻籠宿 (宿場町 長野)
- 14 檜川村奈良井 (宿場町 長野)
- 15 高山市三町 (商家町 岐阜)
- 16 美濃市美濃町 (商家町 岐阜)
- 17 岩村町岩村本通り (商家町 岐阜)
- 18 白川村荻町 (村落 岐阜)
- 19 関町関宿 (宿場町 三重)
- 20 大津市坂本 (門前町 滋賀)
- 21 近江八幡市八幡 (商家町 滋賀)
- 22 五箇荘町金堂 (村落 滋賀)
- 23 京都市上加茂 (社家町 京都)
- 24 京都市産寧坂 (門前町 京都)
- 25 京都市祇園新橋 (茶屋町 京都)
- 26 京都市嵯峨鳥居本 (門前町 京都)
- 27 美山町北 (村落 京都)
- 28 富田林市富田林 (寺内町 大阪)
- 29 神戸市北野町山本通 (港町 兵庫)
- 30 榎原市今井町 (寺内町 奈良)
- 31 倉吉市打吹玉川 (商家町 鳥取)
- 32 大田市大森銀山 (鉱山町 島根)
- 33 倉敷市倉敷川畔 (商家町 岡山)
- 34 成羽町吹屋 (鉱山町 岡山)
- 35 竹原市竹原地区 (製塩町 広島)
- 36 豊町御手洗 (港町 広島)
- 37 萩市堀内地区 (武家町 山口)
- 38 萩市平安古地区 (武家町 山口)
- 39 柳井市古市金屋 (商家町 山口)
- 40 脇町南町 (商家町 徳島)
- 41 丸亀市塩飽本島町笠島 (港町 香川)
- 42 内子町八日市護国 (製蠟町 愛媛)
- 43 室戸市吉良川町 (在郷町 高知)
- 44 甘木市秋月 (城下町 福岡)
- 45 吉井町筑後吉井 (在郷町 福岡)
- 46 有田町有田町内山 (製磁町 佐賀)
- 47 長崎市東山手 (港町 長崎)
- 48 長崎市南山手 (港町 長崎)
- 49 日南市飫肥 (武家町 宮崎)
- 50 日向市美々津 (港町 宮崎)
- 51 椎葉村十根川 (村落 宮崎)
- 52 出水市出水麓 (武家町 鹿児島)
- 53 知覧町知覧 (武家町 鹿児島)
- 54 竹富町竹富島 (村落 沖縄)



(2) 文化財登録制度の導入

近年、近代を中心とした多様かつ大量の文化財について、その歴史的重要性の認識が高まるとともに、開発の進展、生活様式の変化等により、これらの文化財が社会的評価を受ける間もなく、消滅の危機にさらされている状況にあります。

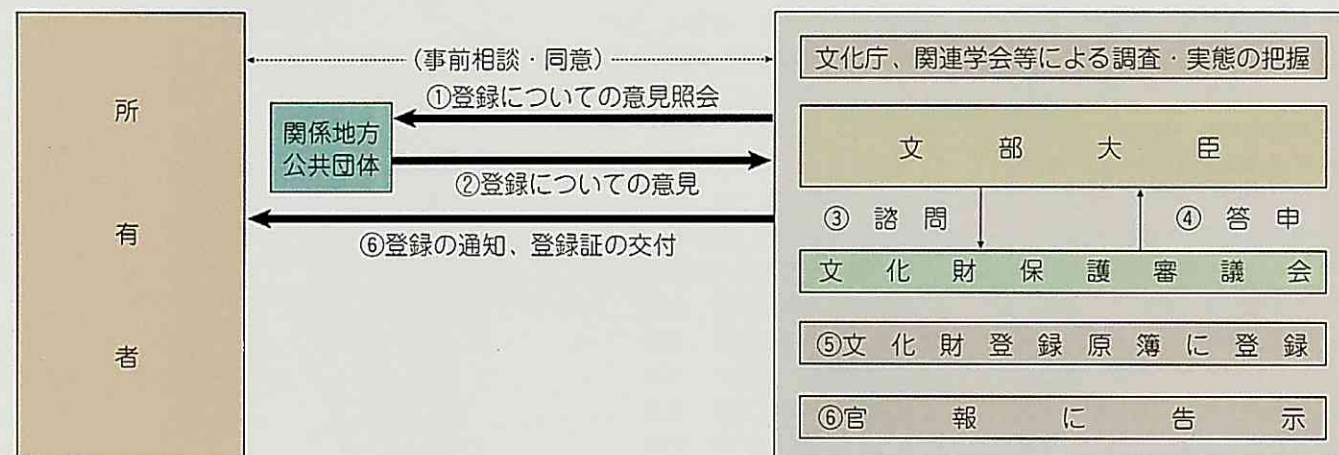
国民の貴重な財産である文化財を幅広く後世に引き継いでいくためには、文化財の保護手法の多様化を図

り、文化財保護制度の充実を図る必要があります。

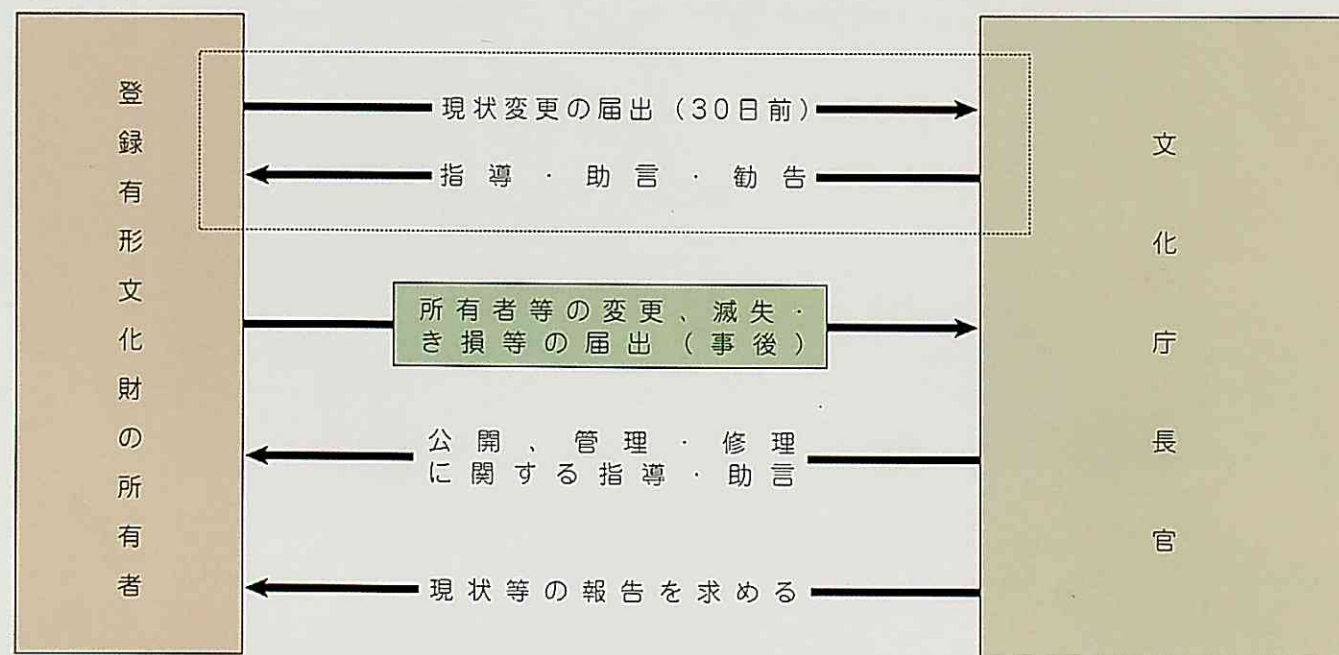
このため、平成8年6月に文化財保護法の一部を改正し、国及び地方公共団体の文化財指定制度を補完する制度として、届出制と指導・助言・勧告を基本とした緩やかな保護措置を講ずる文化財登録制度を建造物について導入しました。

● 文化財登録制度の概要

(1) 登録まで



(2) 登録後



〈支援措置〉

- ・改修のための設計監理費1/2補助
- ・固定資産税(家屋について1/2以内の軽減)
- ・地価税(1/2の軽減)
- ・日本政策投資銀行の低利融資

(3) 文化財保護のための施策

● 近代の文化遺産の保存と活用

近年における社会経済情勢の変化に伴い、歴史的な評価が定まらず損壊の危機にある近代の文化遺産の適切な保護を図るために、平成6年9月から、近代の文化遺産の保存と活用のあり方について調査研究を行い、平成8年7月には保護のあり方及び保護を進める

上での重点課題がまとまりました。

これを受け、従来の指定基準を改め、指定の促進を図るとともに、全国的な所在調査を行うなど、近代の文化遺産の保護を行っています。



重要文化財「富岩運河水閘施設(中島閘門)」(富山県富山市)



重要文化財「白水溜池堰堤水利施設」(大分県竹田市、同直入郡荻町)

●世界遺産

世界遺産条約は、地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界の全ての人にとってかけがえのない遺産として保護していこうとする考えから、昭和47年にユネスコ総会で採択されました。平成12年6月現在158か国が加盟しており、日本は平成4年に加盟しています。本年は、オーストラリアのケアンズにて世界

遺産委員会が開催される予定です。

世界遺産委員会では、世界各国からの推薦に基づき世界遺産リストを作成しています。日本からは文化遺産として8件が登録され、このほか平成11年度に1件を推薦しました。自然遺産としては2件が登録されています。

●世界遺産一覧表に登録されているもの（平成12年5月現在）

- 〔文化遺産〕 ○法隆寺地域の仏教建造物 ○姫路城 ○古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）
 ○白川郷・五箇山の合掌造り集落 ○原爆ドーム ○厳島神社
 ○古都奈良の文化財 ○日光の社寺
 〔自然遺産〕 ○屋久島 ○白神山地

●世界遺産一覧表への登録を推薦しているもの

- 琉球王国のグスク及び関連遺産群（平成11年6月推薦）



「法隆寺地域の仏教建造物」



「姫路城」



「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」



「白川郷・五箇山の合掌造り集落」



「原爆ドーム」



「厳島神社」



「古都奈良の文化財」



「日光の社寺」

●震災対策

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、文化財も多数の被害を受けました。文化庁では、被害を受けた重要文化財である建造物等の復旧等に全力で取り組み、大きな被害を受けた重要文化財建造物等85件すべての復旧工事が完了しました。

また、その被害状況にかんがみ、重要文化財（建造物、美術工芸品）の耐震性能の向上や有効な防災対策、災害発生時の安全対策について基本的な指針や手引の策定をしたところです。



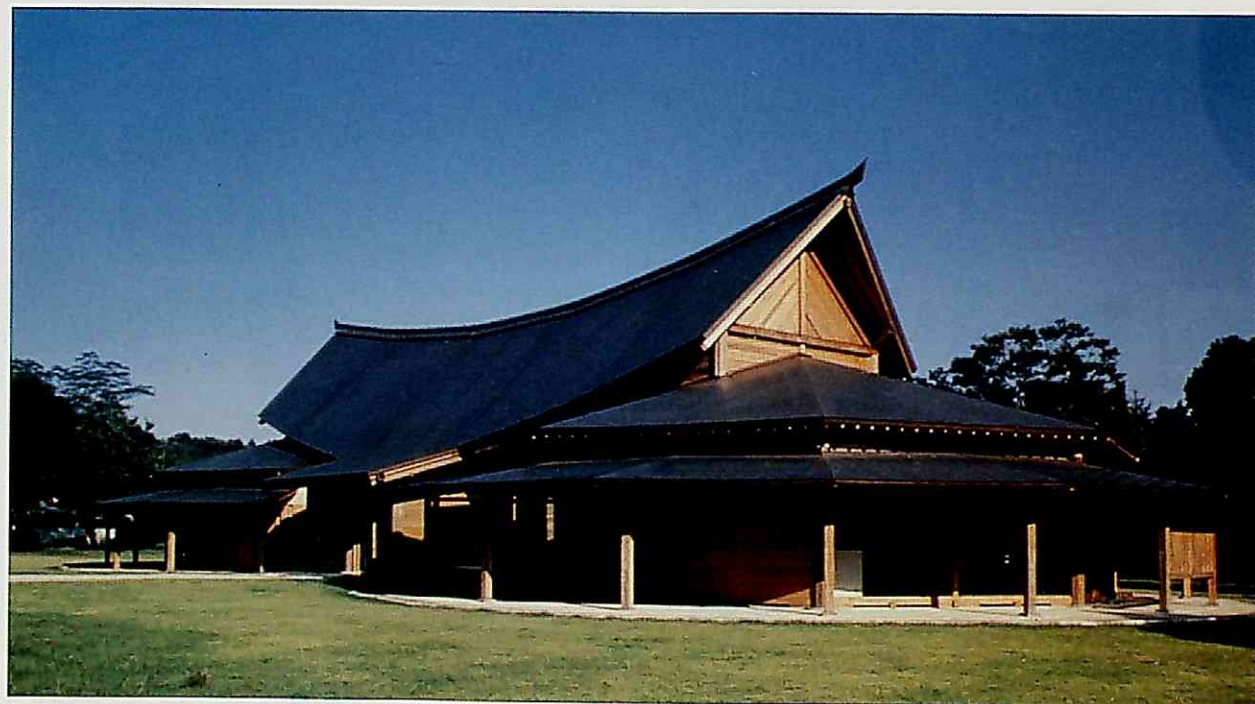
阪神・淡路大震災で被害を受け、平成10年3月に復旧した重要文化財「旧神戸居留地十五番館」（兵庫県神戸市）

●その他の施策

このほか、文化財の保存と活用のために、文化庁では次のような様々な施策を実施しています。

施 策	概 要	平成12年度予算額
(1) 国宝・重要文化財等の保全事業の促進等		111億1,983万円
①建造物・美術工芸品の保存修理等	国有文化財の保存修理等に要する経費及び所有者又は管理団体等が行う重要文化財の保存修理、防災施設等の設置に対して補助	67億8,716万円
②国宝・重要文化財等の買上げ	国宝・重要文化財等の散逸を防止するため、国が直接購入	34億6,033万円
③伝統的建造物群の保存修理等	市町村が行う重要伝統的建造物群保存地区（歴史的集落・町並み）内の建造物等の保存修理、防災施設の設置等に対する補助	8億2,977万円
④伝統文化の活用促進	貴重な文化財の活用を図るため、公演事業や公開事業などを行う経費	4億257万円

施 策	概 要	平成12年度予算額
(2) 伝統芸能等の伝承		76億2,453万円
①無形・民俗文化財伝承助成等	文化財の保存技術の後継者養成のための経費及び無形文化財、民俗文化財並びに文化財保存技術の伝承事業に対する補助	10億9,821万円
②日本芸術文化振興会運営費補助等	伝統芸能の公開、伝承者養成等を目的として、日本芸術文化振興会が設置する国立劇場の運営に要する経費の補助等	65億2,632万円
(3) 史跡等整備・活用		239億2,208万円
①史跡等公有化助成	史跡等を開発から保存し、活用を図るため、地方公共団体が行う史跡等の公有化に対して補助	150億5,266万円
②史跡等整備・活用事業	史跡等について保存修理、防災施設設置等の整備、及び公開活用面に重点を置いた「地方拠点史跡等総合整備事業」「歴史の道整備活用推進事業」等に対する補助等	48億629万円
③埋蔵文化財調査等の充実	開発事業と埋蔵文化財との調整を図るため、個人等が行う事業について、地方公共団体が行う調査に対する補助及び発掘調査・出土品等の管理・展示学習機能等を備えた施設建設に対する補助	40億6,313万円



史跡 西都原古墳群「西都原古代生活体験館」

VIII 文化の国際交流・協力

文化は、異文化との交流を通じ、相互に刺激し合うことによって発展するものであり、国境を越えた芸術文化活動の展開は我が国の文化を振興するためにも不可欠であると同時に、我が国が文化面で世界に貢献するためにも重要です。

また、一国のアイデンティティとしても重要な意義を持っています。

このため、次のような文化の国際交流に関する施策を実施しています。

施 策	概 要	平成12年度予算額
1 芸術家・専門家の派遣、招へい等		
(1) 海外優秀芸術家等招へい事業	海外の優れた芸術家、文化財専門家等を招へいし、我が国の芸術家等に対する指導や共同制作・共同研究による交流等を実施。	2,777万円
(2) 芸術フェローシップ ①海外芸術家招へい研修	海外の若手芸術家を招へいし、我が国における研修や我が国若手芸術家との交流の機会を提供。	6,292万円
②芸術家在外研修	美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術、アート・マネジメント分野の各分野の若手芸術家等を海外に派遣し、専門分野における実際的な研修の機会を提供。	2億2,861万円
③日米芸術フェローシップ	米国の若手芸術家を我が国に招へいし研修・交流の機会を提供するとともに、我が国の芸術の各分野（美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術、アート・マネジメント）の若手芸術家に米国で実地に研修する機会を提供。	3億8,550万円
④現代舞台芸術アジア協力事業【新国立劇場】	アジアから舞台技術者を招致し、新国立劇場で技術研修を行い、アジア各国の現代劇場の舞台芸術の向上と現代舞台芸術の振興に資する。	977万円
⑤アーティスト・イン・レジデンス事業	国と地方公共団体等が共同で国内外の芸術家を招へいし、創作活動等を通じて芸術家相互及び地域との交流を深め、高度で創造性にあふれた芸術文化の創造を図る。	1億175万円
2 展覧会、公演等による交流		
(1) 国際芸術交流推進事業（アーツプラン21）	海外フェスティバルへの参加や国際フェスティバルの開催及び国際共同制作公演など国際芸術交流に対する支援を行う。	13億6,310万円
(2) 芸術祭（国際共同公演）	文化庁の主催公演として、海外の優秀な芸術団体と共作・共演により実施する。	4,800万円
(3) アジア・アート・フェスティバル	アジア近隣諸国から現代舞台芸術等を招へいし、我が国の芸術家・芸術団体と共演を行う。	4,839万円
(4) 映画文化に関する国際交流	世界各地の国際映画祭への参加に伴う経費に対する助成を行う。	2,462万円
(5) 海外展	欧米、アジア各国において、日本の優れた文化財を紹介する海外展を開催。	8,232万円
(6) 博物館等海外交流古美術展	我が国の国立博物館（東京、京都、奈良）と日本古美術品を所蔵している海外の博物館等との間で日本古美術品等を中心とした交流展を相互に開催。	2,837万円
(7) 日韓文化交流展準備	2002年サッカーワールドカップ共催へ向けての文化交流展開催のための企画・調査、研究者等の交流を行う。	763万円
(8) 国際民俗芸能フェスティバル	日本の民俗芸能とそれらに関連する海外の民俗芸能を一堂に集め、民俗芸能公演やシンポジウムを開催。	5,398万円

施 策	概 要	平成12年度予算額
(9) 国民文化国際交流事業	国民文化祭及び全国高等学校総合文化祭を中心として、海外の青少年及びアマチュア文化活動の指導者等の招へい、派遣及び研修事業を実施。	1億1,153万円
3 文化遺産保存修復協力		
I 世界遺産等文化財保護協力全般		
(1) アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業	アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力の充実を図るため、①文化財保護関連データベースの構築、②文化財保護計画の策定等の研修、③世界遺産に関する国際会議の開催を行う。	6,492万円
(2) 国際文化財保護協力機関連携推進事業	文化財保存修復研究国際センター（イクロム）との連携協力を推進し、文化財保護に関する国際協力を推進するため、同センターに文化庁等の職員を派遣する。	694万円
(3) 世界遺産保護推進費	世界遺産条約に基づき、我が国の遺産の推薦を推進するとともに、国際的な専門家会議へ参画していく。	1,285万円
(4) 国際文化財保存修復協力センター運営 【東京国立文化財研究所】	世界の文化財の保護修復に関する国際的な研究交流、保存修復事業への協力、専門家の養成などの国際協力を実施する。	1,141万円
(5) 国際シンポジウムの開催等 【東京国立文化財研究所】	各国の文化財保護に関する現状及びその対策についての発表及び討論を行うため、国内外の研究者を招へいし、国際シンポジウムやセミナーを開催する。	1,299万円
II 技術協力・共同研究		
(6) 敦煌文化財保存修復に関する研究協力 【東京国立文化財研究所】	中国敦煌莫高窟の壁画・仏像等の保存修復のための日中共同研究等を実施。	2,500万円
(7) スミソニアン研究機構との国際研究交流 【東京国立文化財研究所】	米国のスミソニアン研究機構と文化庁との間で文化財の保存修復に関する国際的・学術的な研究交流・協力を実施。	※
(8) アンコール文化遺産保護に関する研究協力 【奈良国立文化財研究所】	アンコール文化遺産保護に携わるカンボジアの研究者と、保存修復及び環境整備等を中心とする共同研究を実施。	※
(9) 在外日本古美術品修復協力 【東京国立文化財研究所】	海外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品で緊急に修復を必要とする絵画、工芸品類の優品を対象として修復協力を行う。	1億871万円
(10) 文化財の保存修復技術に関する国際共同研究 【東京国立文化財研究所】	文化財の保存修復に用いられる新素材について国際共同研究を実施。	1,775万円
(11) 文化財の保存を目的としたレンガの劣化現象と保存対策に関する調査研究 【東京国立文化財研究所】	近年急速に劣化現象が進んでいる国内・外に所存するレンガ造文化財の保存に関する研究及び対策の開発を実施。	※
(12) 文化財における環境汚染の影響と修復技術の研究協力 【東京国立文化財研究所】	近年、深刻な問題になっている環境汚染から文化財を保護するため、これらの問題を抱えた中国や韓国等と協力して共同研究を実施。	6,174万円

※は国立文化財研究所の既存経費により、その枠内で実施

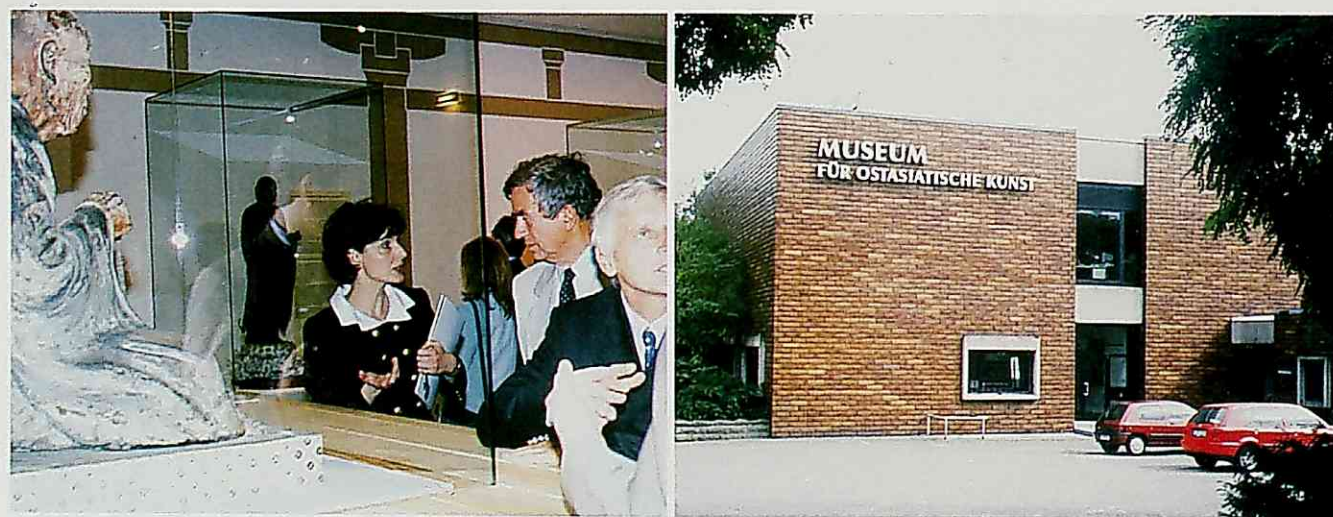
施 策	概 要	平成12年度予算額
(13) 文化財保護に関する日独学術交流 【東京国立文化財研究所】	歴史的建造物の文化財材質の劣化機構の解明と適切な保存方法に関する共同研究。科学的な調査研究法に関しての人的交流や研究会の開催を行う。	503万円
(14) アジアにおける古代都城遺跡の研究と保存に関する研究協力 【奈良国立文化財研究所】	考古学的な調査法を駆使し遺跡の性格を正しく把握するとともに保存整備に対する基本構想を作成し、日本の都城研究への活用、アジア各国の都城遺跡の研究と保存に資する。	4,961万円
(15) 東アジアにおける生産遺跡の調査研究協力 【奈良国立文化財研究所】	中国河南省文物考古研究所、韓国国立文化財研究所と中国・韓国の生産遺跡等について考古学的手法を用いた調査・共同研究等を行う。	1,397万円
III 招へい研修		
(16) 在外日本古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業	日本古美術品を所蔵している欧米の博物館等の修理技術者、学芸員と日本の修理技術者、学芸員との間で、日本古美術品の取扱い及び保存・管理に関する研究協力を行う。	2,050万円
(17) アジア諸国文化財の保存修復等協力事業	アジア諸国の文化財保存修復等に係る技術協力を実施するとともに、相手国専門家等の招へい研修を行い、修復技術者等との研究交流及び人材養成を図る。	1,221万円
(18) 国際修復研修事業 【東京国立文化財研究所】	各国の文化財保存修復関係者を日本に招き、日本の文化財の修復技術について研修を実施する。	953万円
(19) 文化財保護分野・博物館等における地方自治体職員の国際協力・交流の支援	諸外国の文化財保護行政担当者、遺跡発掘の技術者、博物館・美術館の専門職員等の地方自治体への受入れ事業を支援。	408万円
4 著作権分野での協力事業		
(1) アジア地域著作権制度普及促進事業（APACEプログラム）	WIPO（世界知的所有権機関）との協力により研修事業、国際シンポジウム等を実施。	2,882万円
(2) 海賊版防止対策事業	国内専門家によるタスク・フォースの設置、現状、問題点の分析、現地の視察・調査等を実施し、権利者がアジア諸国で「民事」「刑事」の対抗措置をとりやすくすることにより、海外における著作権侵害行為の防止を図る。	1,526万5千円
5 国際文化交流の推進		
(1) 国際文化交流行政ネットワークの構築	諸外国で行われている各国の文化行政担当者等による国際文化交流に関する国際会議に文化庁担当官を派遣するとともに、我が国においても同様の国際会議を開催することにより、国際的な文化行政担当者のネットワークの構築を図り、文化庁の国際文化交流施策の企画立案機能の強化及び交流のための国際的な協力・連携体制の確立を図る。	3,307万円

● 最近の海外古美術展の開催状況及び計画

展示会の名称	会 場 ・ 会 期	主 催 者	内 容
日本美術における人間像展	ベルギー パレデボザール 元. 9.27～11.26	文化庁・国際交流基金 ユーロバリア・インターナショナル ファウンデーション ユーロバリア89・ジャパンコミッティー	古代から近世にかけての日本美術における人間の姿を主題として、これを意匠化した絵画、彫刻及び考古資料を紹介したもの。ユーロバリア日本祭における日本政府の特別企画展。
若冲展	米国 アジアソサイエティーギャラリー ロサンゼルスカウンティーマュージアム 元.10. 5～12. 6 元.12.21～ 2. 2.18	文化庁 アジアソサイエティーギャラリー ロサンゼルスカウンティーマュージアム	江戸時代中期、花鳥画を中心に個性的な作品を描き遺し、近年ますます評価が高い画家、伊藤若冲の主要な作品を紹介する。従来の特定の分野を主題として総合的に行う海外展とは趣を異にしており、個人作家の展覧会としては初めてのもの。
王朝貴族の美術展	米国 ボストン美術館 2.10.16～11.25	文化庁 ボストン美術館	平安時代後期（藤原時代）には、宮廷を中心とした豊かな王朝文化が開花し、優美典雅な表現の優れた作品が作られた。本展は、日本美術の大きな流れを形成する王朝美術とその伝統の行方を平安、鎌倉時代の作品を中心に展示、紹介する。
日本陶磁の源流展	米国 IBMギャラリー 2.12.11～3.2.9	文化庁 ジャパソサエティー	“やきもの”文化は、縄文時代から古墳時代の土器、土偶、埴輪に示される独自の造形美を現出するなど古代工芸美術の大きな流れを構成し、中近世陶磁文化の基礎ともなって発展する。本展は、こうした“やきもの”から日本の古代文化の流れを把握できる作品を展示紹介する。
鎌倉彫刻展	英国 大英博物館 3. 9.17～11.24	文化庁 国際交流基金 大英博物館	高い写実性を有し、ヨーロッパの人々にも親しみやすい特色をもつ鎌倉時代の彫刻の名品を展示、紹介する。ジャパン・ソサエティー設立百周年記念「ジャパン・フェスティバル1991」における日本政府協賛の中心行事
十六世紀の美術展	米国 クリーブランド美術館 3.10.20～12. 1	文化庁 クリーブランド美術館	日本美術・文化史上の変換期であった中世から近世にかけての多様な美の諸相を絵画・工芸品により紹介する。中世的伝統美を保ちながらも、自由で潑刺とした創造性に満ち溢れた独自の美意識を示す作品により多様な我が国の美的世界を改めて米国民に紹介し、友好に資する。
古代の日本展	米国 アーサー・M・サックラーギャラリー 4. 8. 9～11. 1	文化庁 アーサー・M・サックラーギャラリー	旧石器時代から奈良時代までの出土遺物を中心に日本文化の特色と歴史的流れを、各時代を特徴づける代表的な考古遺物で総合的に展示。
禅の美術展	スイス リートベルグ美術館 5. 3. 7～ 4.18	文化庁 京都国立博物館 リートベルグ美術館	チューリッヒ国際日本祭を記念して、禅文化の流れの中で産み出された美術作品、さらにまた中世の重要な禅院に時代を経て収蔵されてきた作品を展示、両国の相互理解と友好親善に資する。

展示会の名称	会 場 ・ 会 期	主 催 者	内 容
黄金の美術 サムライと豪商の文化	スペイン ベラスケス宮殿 6.11.22～ 7. 2.19	文化庁 国際交流基金 スペイン王国文化省	スペイン帝国の最盛期、フェリペ2世と同時代の豊臣秀吉に焦点を当て、当時の文化の交流、武士や商人を中心とした生活文化及び美術を紹介する。
信仰と美 日本美術4000年の歴史を辿る	イタリア ローマ市立展示館 7.11.15～ 8. 1.15	文化庁 国際交流基金 ローマ市立展示館 イタリア共和国外務省	縄文時代から室町時代に至る時代を、宗教と共に生活に根ざした文化及び鑑賞芸術を中心に、日本人が心のよりどころとした造形美術品で構成する展覧会。
桃山の美術展	アメリカ ダラス美術館 8. 9. 8～12. 1	文化庁 国際交流基金 サンアンドスター1996 ダラス美術館	日本文化の中でも独自の文化を築いた桃山時代に焦点をあて、大胆で力強い特色を備えた豪華絢爛な桃山文化の美を紹介する。
日本仏教美術の宝庫－奈良・興福寺一展	フランス グラン・パレ 8. 9.20～12. 9	文化庁 国際交流基金 フランス国立美術館連合 パリ日本文化会館	7世紀後半に創建された、我が国を代表する寺院、興福寺に焦点をあて、当寺院が所蔵する奈良時代や鎌倉時代の仏像を中心に、我が国の仏教美術の精華を紹介する。
日本の陶器展	タイ タイ国立博物館 9. 1.22～ 3.16	文化庁 佐賀県 国際交流基金 タイ国芸術総局	17世紀中頃に、日本の陶磁器が東南アジアを経由し、盛んにヨーロッパに輸出された。本展は、歴史的にもかかわりが深いタイで、17世紀から18世紀の最盛期を迎えた有田で生産された磁器作品を中心に展示。
日本仏教彫刻展 －ジャパン・ソサエティー創立90周年－	アメリカ ジャパン・ソサエティー・ギャラリー 9. 5.15～ 7. 6	文化庁 ジャパン・ソサエティー	飛鳥時代から南北朝時代までの約800年間に渡る各時代の代表的な作品で構成され、日本での仏教信仰の展開や日本彫刻史の流れを紹介する。
百済観音－日本の古代彫刻一展 (日仏国宝級美術品交換展示)	フランス ルーブル美術館 9. 9.10～10.13	文化庁 国際交流基金 仏国文化省 ルーブル美術館 在仏日本大使館	飛鳥時代を代表する木彫像で、我が国で作られたものながら、百済国からもたらされたという伝承から百済観音の通称で国民に親しまれている国宝の木造観音菩薩立像一躯を展示。
日本の原始美術 －縄文土器一展	マレーシア マレーシア国立博物館 9.10. 9～11.30	文化庁 国際交流基金 マレーシア国立博物館	日本文化の基盤とも言うべき縄文時代の各種の遺物から特に造形的に比類のない縄文土器を中心に展示。
皇室名宝展－フリーア美術館創立75周年－	アメリカ アーサー・M・サックラー美術館 9.12.14～10. 3. 8	宮内庁、文化庁 国際交流基金 スミソニアン国立研究機構フリーア美術館／アーサー・M・サックラー美術館	宮内庁で所蔵する国宝・重要文化財クラスの作品を含む多数の美術品及び御物の中から、平安時代から近代までの絵画及び書跡を厳選し、我が国の優れた美術品を展示。
現代日本の伝統 陶芸展	トルコ 絵画と彫刻美術館 10. 5. 2～ 5.20 トルコ・イスラム美術館 10. 6. 1～ 6.30	文化庁 国際交流基金 トルコ共和国文化省 在トルコ共和国日本大使館	明治時代以降の日本を代表する作家の作品を展覧し、日本の陶磁器の伝統を受け継ぎ発展させた現代の技と美を紹介。

展示会の名称	会 場 ・ 会 期	主 催 者	内 容
縄文展	フランス パリ日本文化会館 10. 9.29～10.11.28	文化庁 国際交流基金 パリ日本文化会館 パリ日本文化会館支援協会	日本文化の基層ともいべき縄文時代文化遺物の中から魅力的な造形を示す土器・土製品を選び、さらに工芸技術史上重要と考えられる装身具を加え、展示。
江戸：日本の美術 1615-1668展	アメリカ ナショナル・ギャラリー 10.11.15～11. 2.15	文化庁 国際交流基金 ナショナル・ギャラリー	江戸時代を代表する各分野の代表的名品や江戸時代の人々の生活を謳歌するエネルギーと文化的洗練さを表現する作品を展示。
大仏の光の中 で：奈良・東大 寺の宝物	ドイツ ケルン東洋美術館 11. 9.11～11.11.10	文化庁 国際交流基金 ケルン市東洋美術館	我が国の代表的古代寺院である東大寺が現在まで伝えてきた絵画・彫刻等の文化財を展示し、併せてその現在でも生きている活動を紹介
現代日本の伝統 工芸	フィリピン メトロポリタン美術館 11.12.11～12. 2.19	文化庁 国際交流基金 メトロポリタン美術館	明治時代以降の陶磁器・染織品・竹工品・漆工品の日本を代表する作家の代表的な作品を展示
日本とオランダ の出会い — 日蘭交流 400 周年記念 —	オランダ ライデン国立民族学博物館 12. 6.16～12. 9.17	文化庁 国際交流基金 ライデン国立民族学博物館	デ・リーフデ号の漂着した1600年を起点とし、幕末に至るまでの間に制作された絵画・工芸品のうち、オランダに関わる事物あるいは人物を題材とした作品を中心に展示
本阿弥光悦	アメリカ フィラデルフィア美術館 12. 7.29～12.10.29	文化庁 国際交流基金 フィラデルフィア美術館	本阿弥光悦が制作に関わった様々な作品を通して日本独自の桃山文化の美を紹介
日本文物精華展	中国 上海博物館 13. 1.20～13. 3.20	文化庁 奈良国立博物館 上海博物館	縄文時代から室町時代にわたる考古、絵画、彫刻、書跡、工芸品の名品を展示し、「日本文化」を紹介



「大仏の光の中で：奈良・東大寺の宝物」展

Ⅸ 文化行政における情報化の推進

— 文化情報総合システムの整備 —

今日、高度情報通信社会の構築が進みつつあり、一方で、国民の文化志向の高まりと広がりが見られます。

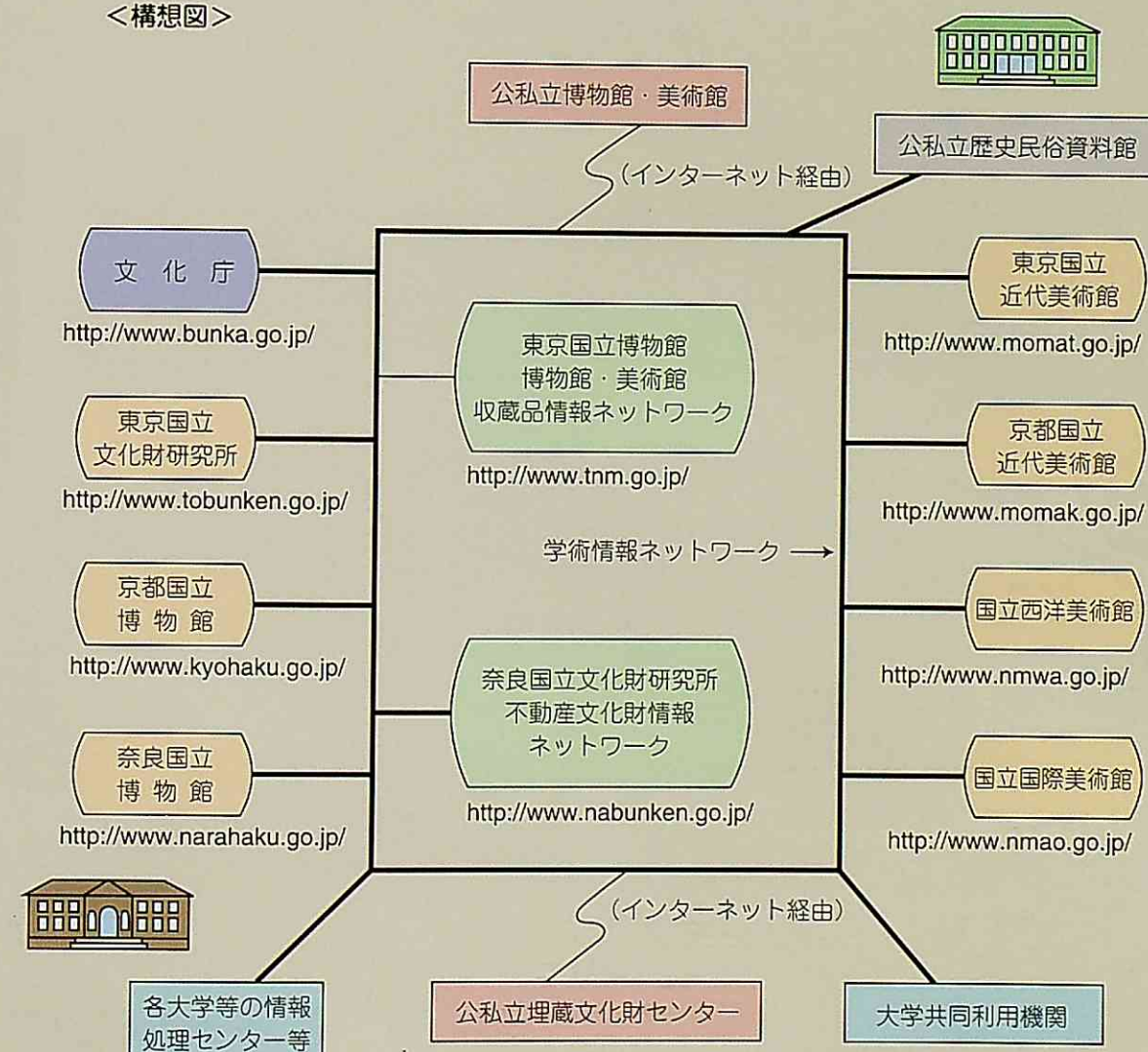
文化庁では、文化に関する情報を国内外に総合的に提供・発信するため、文化情報総合システムの整備を

進めています。文化情報総合システムは、次の4つの情報システムからなっています。また、その窓口として、平成9年5月に文化庁のホームページを開設しました。

① 文化財情報システム・美術情報システム

文化庁、国立博物館、国立美術館及び国立文化財研究所では、各機関が所有する所蔵品や文化財に関する情報をデータベース化し、各機関がインターネットを利用して情報を国内外に提供する「文化財情報システム・美術情報システム」の構築を進めています。また、将来的には、全国レベルでの総合的な検索システムの構築を目指しています。

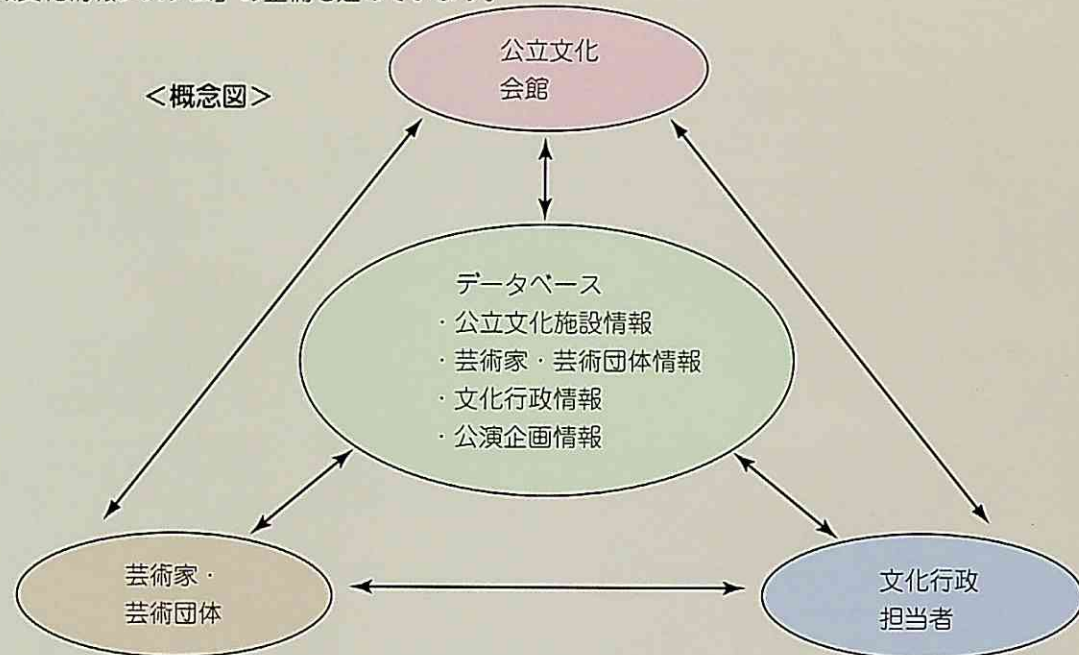
<構想図>



② 地域文化情報システム

地方公共団体や公立文化施設が文化に関する施策の立案や公演事業を企画するために必要な情報を提供するとともに、芸術団体と公立文化会館の相互で芸術文化情報の交流を促進するため、パソコン通信ネットワーク「地域文化情報システム」の整備を進めています。

<概念図>

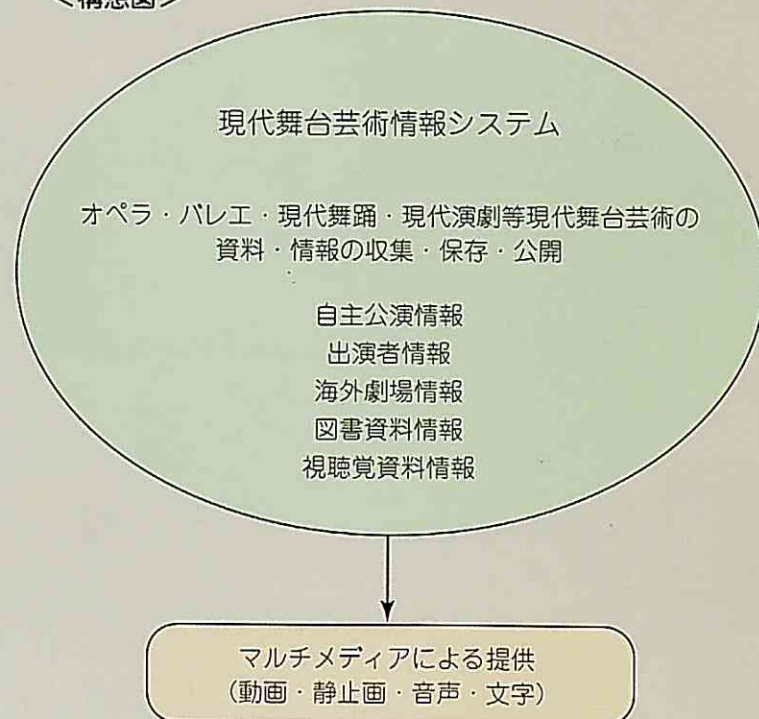


③ 現代舞台芸術情報システム

新国立劇場では、現代舞台芸術に関する中核的施設として機能するために、新国立劇場における公演を中心に現代舞台芸術全般にわたって必要な情報・資料を収集・保存し、マルチメディアにより一般の愛好者から芸術家・文化会館関係者・研究者まで幅広く提供する機能をもつ「現代舞台芸術情報システム」の整備を進めています。

<http://www.nntt.jac.go.jp/>

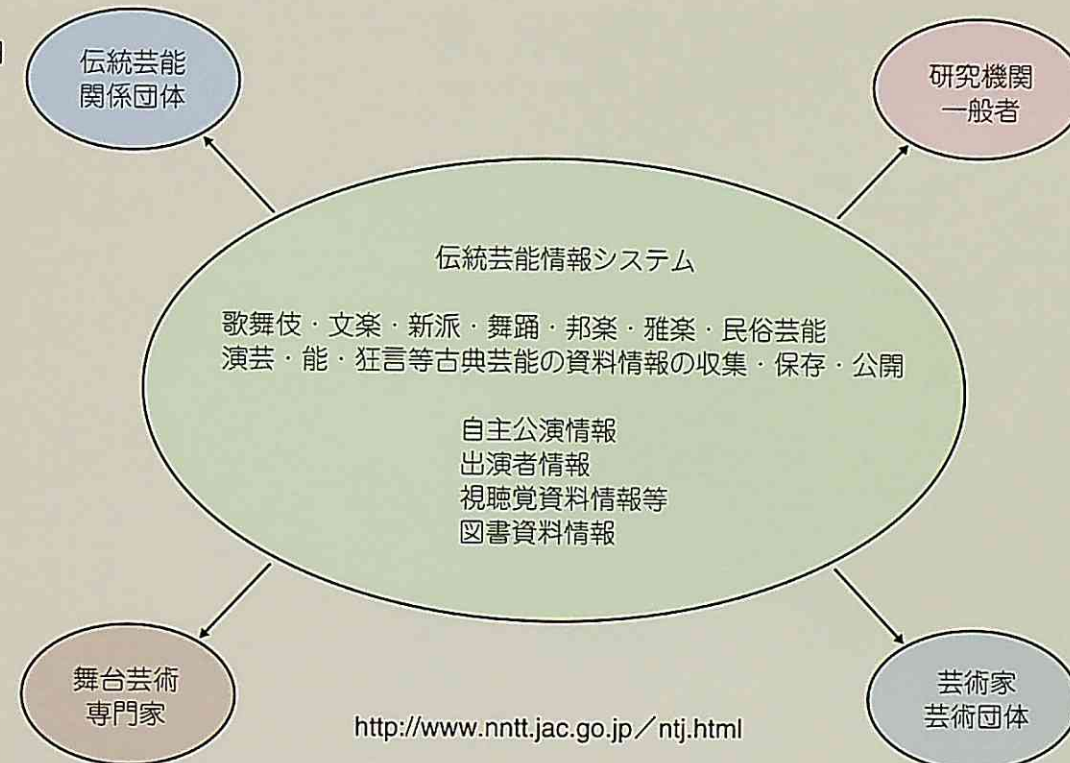
<構想図>



④ 伝統芸能情報システム

国立劇場では、我が国の伝統芸能に関する諸活動を円滑に進展させることを目的として、国立劇場等での公演記録をはじめとする伝統芸能に関する各種情報のデータベースを作成し、一般の愛好者から伝統芸能関係団体・舞台芸術専門家・各研究機関・各劇場まで幅広く提供できる機能をもつ「伝統芸能情報システム」の構築整備を進めています。

構想図



○ 文化庁ホームページ

文化庁に関する情報の提供のほか、国指定文化財の情報の公開等を行うとともに、国立の文化施設等とリンクさせ、それらの紹介を行っています。また、共通索引システムにより、国内外の様々な文化財や美術品の情報を検索できるようにしています。

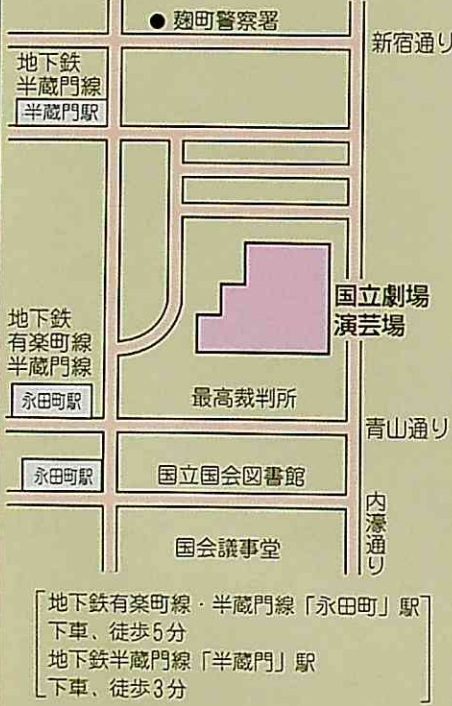
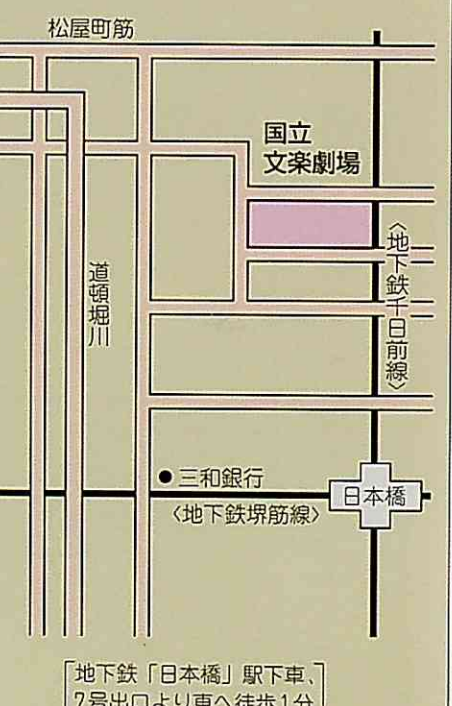
《ホームページ・アドレス》

<http://www.bunka.go.jp/>



X 国立文化施設

(1) 国立劇場

国立劇場本館・演芸資料館	国立能楽堂	国立文楽劇場
主として我が国古来の伝統的な芸能（雅楽、文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞、民俗芸能、大衆芸能等）の公演、伝承者の養成、資料収集、調査研究等	能楽の公演、能楽の伝習者の養成、資料収集、調査研究等	主として文楽の公演、文楽技芸員の伝承者の養成、資料収集、調査研究等
施設 〈大劇場〉 総席数 1,616席 主な公演 歌舞伎、民俗芸能、雅楽 〈小劇場〉 総席数 594席 主な公演 文楽、歌舞伎、舞踊、邦楽、民俗芸能、中世芸能、琉球芸能 〈演芸場〉 総席数 300席 主な公演 寄席（落語その他）	施設 〈能舞台〉 座席数 591席 主な公演 能、狂言	施設 〈文楽劇場〉 総席数 753席 主な公演 文楽、舞踊、邦楽、民俗芸能、大衆芸能、歌舞伎 〈小ホール〉 座席数 159席 主な公演 大衆芸能、邦楽
交通  地下鉄有楽町線・半蔵門線「永田町」駅下車、徒歩5分 地下鉄半蔵門線「半蔵門」駅下車、徒歩3分	交通  JR「千駄ヶ谷」駅下車、徒歩5分	交通  地下鉄「日本橋」駅下車、7号出口より東へ徒歩1分
〒102-8656 東京都千代田区単町4番1号 TEL (03) 3265-7411	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号 TEL (03) 3426-1331	〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目12番10号 TEL (06) 6212-2531

(2) 新国立劇場

我が国のオペラ、バレエ、現代舞踊、現代演劇などの現代舞台芸術振興の拠点となる新国立劇場は、平成9年10月の開場後、積極的な公演活動を行っています。

新国立劇場は、特殊法人日本芸術文化振興会が設置し、弾力的な運営を図るため（財）新国立劇場運営財団に管理運営を委託しています。

事業	○公演事業……現代舞台芸術の公演 ○研修事業……現代舞台芸術にかかわる舞台芸術家や舞台技術者等の研修 ○調査情報事業……現代舞台芸術情報の収集・公開
施設の概要	○所在地 渋谷区本町1丁目1番1号 （京王新線初台駅すぐ） ○延床面積 69,474㎡ 敷地面積 28,688㎡ オペラ劇場（1,810席）……オペラ、バレエを中心とした劇場、四面舞台 中劇場（1,038席）……演劇、現代舞踊を中心とした劇場、四面舞台 小劇場（440席）……実験的な演劇等の劇場、可変自由
予算	○平成11年度 5,352百万円 ○平成12年度 5,432百万円

東京オペラシティ	新国立劇場周辺を文化的な環境として一体的に整備するため、民間地権者9社が、コンサートホール、ギャラリー等を新国立劇場の隣に設置。
----------	--



オペラ劇場 ©三枝近志



新国立劇場

●新国立劇場 公演ラインナップ

<平成12年度>

- オペラ：「サロメ」「リゴレット」
「トスカ」等
計15作品73公演
- バレエ：「J-バレエ」「白鳥の湖」
「ラ・バヤデール」等
計6作品30公演

- 現代舞踊：「キング・リア」
「ピノッキオ」等
計4作品10公演
- 演劇：「なよたけ」「夜への長い旅路」
「マクベス」等
計9作品188公演

新国立劇場 公演より



オペラ「蝶々夫人」 ©三枝近志



演劇「キーンー或いは狂気と天才」 ©谷古宇正彦



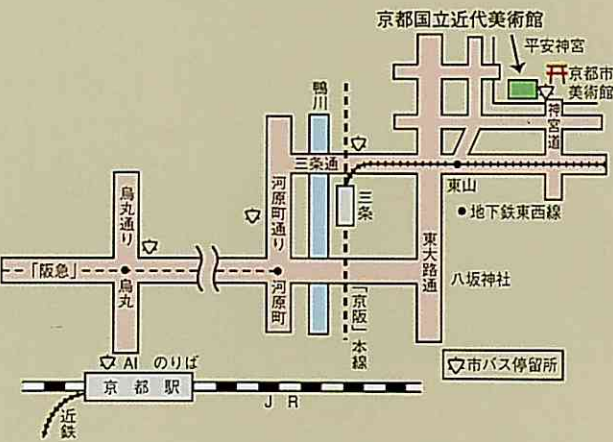
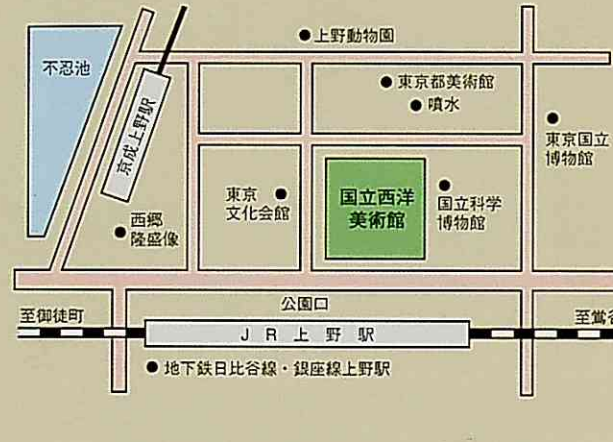
現代舞踊 ダンステアトロンNo.3「神曲」 ©池上直哉

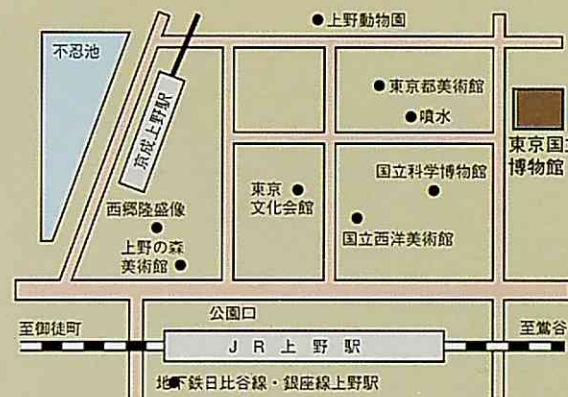


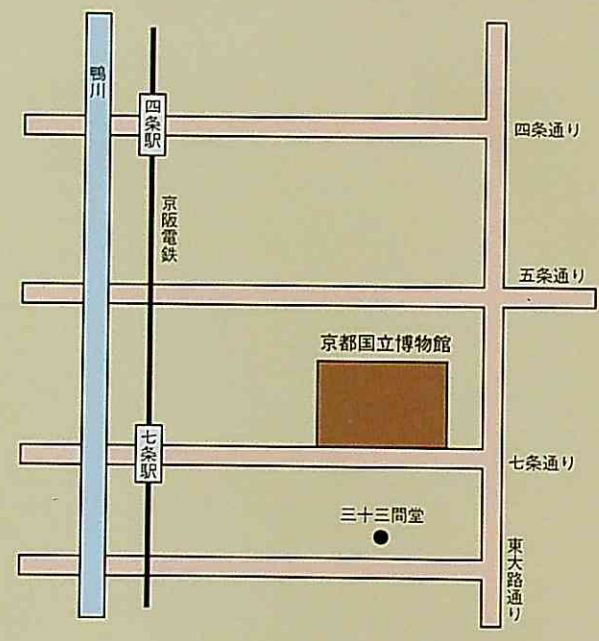
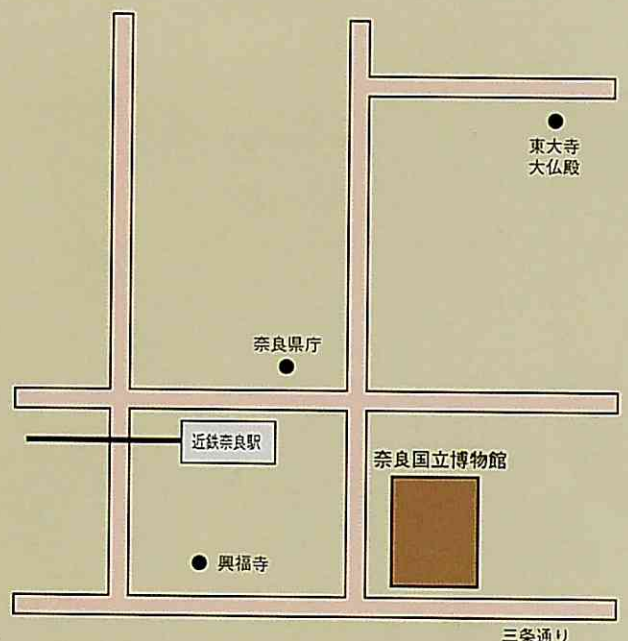
バレエ「トリプル・ビル」 ©瀬戸秀美

(3) 国立美術館・博物館

東京国立近代美術館 (美術館本館・工芸館)	東京国立近代美術館 (フィルムセンター)
近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究 (美術館本館は増改築工事のため休館中)	日本及び世界の映画フィルムや映画関係資料の収集、保存及びこれらに関する調査研究
開館時間 ー10:00～17:00 [入館16:30まで] (夜間開館) ー10:00～20:00 [入館19:30まで] 美術館のみ実施 原則として春分の日から秋分の日までの 毎週金曜日	開映時刻一大ホール/火～金 15:00、18:30 土・日・祝 13:00、16:00 小ホール/火～金 18:15 土・日・祝 15:00 展示室/火～日 10:30～18:00
休館日 一毎週月曜 [月曜日が休日の場合その翌日] 年末年始 [12月28日～翌年1月4日]	休館日 一月曜日 (当分の間日曜日は休館) 年末年始 [12月28日～翌年1月4日]
交通	交通
日本武道館 科学技術館 東京国立近代美術館本館(休館中) 東京国立近代美術館工芸館 高速出口 高速入口 千鳥ヶ淵 皇居 東西線竹橋駅 毎日新聞社 [地下鉄東西線「竹橋」駅下車、 美術館 徒歩3分・工芸館徒歩10分]	至神田 JR東京駅 外堀通り 三井ビル 明治第一生命 中央通り ブリヂストン美術館 昭和通り 銀座線京橋駅○都営浅草線宝町駅○ あさひ銀行 さくら銀行 東京国立近代美術館 全国信用金庫ビル 至新橋 有楽町マリオン 京橋消防署 晴海通り [JR「東京」「有楽町」駅下車、 徒歩10分] [地下鉄銀座線「京橋」駅下車、 徒歩1分] [都営浅草線「宝町」駅下車、 徒歩1分]
(美術館) 〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6 橋事務所) (工芸館) 〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園1 TEL (03) 3561-1400 (代) TEL (03) 3211-7781 (代)	〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6 TEL (03) 3561-0823 (代)

京都国立近代美術館	国立西洋美術館
近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究	フランス政府から寄贈返還された松方コレクション及びその他の西洋美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究
開館時間 — 9:30~17:00 [入館は16:30まで] (夜間時間) — 原則として4月~10月の毎週金曜日 — 9:30~20:00 [入館は19:30まで]	開館時間 — 9:30~17:00 [入館は16:30まで] (夜間時間) — 毎週金曜日 — 9:30~19:00 [入館は18:30まで]
休館日—毎週月曜日 [月曜日が休日の場合はその翌日] 年未年始 [12月28日~翌年1月4日]	休館日—月曜日 年未年始 [12月28日~1月4日]
交通  [京阪電鉄京津線 「東山三条」駅下車、徒歩5分]	交通  [JR「上野」駅下車 徒歩2分]
〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町 (岡崎公園内) TEL (076) 761-4111	〒110-0007 東京都台東区上野公園7-7 TEL (03) 3828-5131

国立国際美術館	東京国立博物館
日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究	日本及び東洋諸地域の有形文化財の収集、保管、陳列及び調査研究
開館時間 — 10:00~17:00 [入館は16:30まで]	開館時間 — 9:30~17:00 [入館は16:30まで] (夜間開館) — 4月~9月の毎週金曜日 9:30~20:00 [入館は19:30まで]
休館日—毎週水曜日 [水曜日が休日の場合はその翌日] 年未年始 [12月28日~1月4日]	休館日—毎週月曜日 [月曜日が休日の場合はその翌日] 年未年始 [12月26日~1月3日]
交通  [大阪モノレール「公園東口」駅下車、 徒歩約10分] [JR「茨木」駅より 阪大病院またはエキスポランド方面近鉄バス 阪急バス日本庭園前下車、徒歩10分]	交通  [JR「上野」駅下車、 徒歩15分]
〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園10-4 TEL (06) 6876-2481	〒110-8712 東京都台東区上野公園13番9号 TEL (03) 3822-1111

京 都 国 立 博 物 館	奈 良 国 立 博 物 館
主として京都文化を中心にした有形文化財の収集、保管、陳列及び調査研究	主として仏教美術品の有形文化財の収集、保管、陳列及び調査研究
開館時間 ー9：00～16：30 [入館は16：00まで] (夜間開館) ー4月～11月の毎週金曜日 9：00～20：00 [入館は19：30まで]	開館時間 ー9：00～16：30 [入館は16：00まで] (夜間開館) ー4月～11月の毎週金曜日 9：00～20：00 [入館は19：30まで]
休 館 日ー毎週月曜日 [月曜日が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月26日～1月3日]	休 館 日ー毎週月曜日 [月曜が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月26日～1月3日]
交 通  [京阪電鉄「七条」駅下車、東へ徒歩7分] [JR、近鉄「京都」駅下車、駅前市バスD2のりばから206・208号線にて博物館・三十三間堂駅下車、徒歩1分]	交 通  [近鉄「奈良」駅下車、徒歩15分]
〒605-0931 京都市東山区茶屋町527 TEL (075) 541-1151	〒630-8213 奈良市登大路町50番地 TEL (0742) 22-7771

(4) 研究所

国立国語研究所	国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究
東京国立文化財研究所	主として美術、芸能及び文化財の保存に関する科学的な調査研究
奈良国立文化財研究所	主として歴史、美術、建造物の実物に即した調査研究及び平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査

(5) 日本芸術院

文化庁に特別の機関として日本芸術院が置かれています。

日本芸術院	芸術上の功績顕著な芸術家優遇のための荣誉機関。芸術に関する重要事項の審議
-------	--------------------------------------



東京国立博物館（平成館）

(6) 国立文化施設の整備

●新国立美術展示施設（ナショナル・ギャラリー）（仮称）

美術への関心の高度化、美術活動の活発化・多様化、国際化の進展等に応えるため、全国的な公募展や大型企画展などを開催できる新しい国立美術展示施設を整備することが重要な課題となっています。

このため、「新国立美術展示施設（ナショナル・ギ

ャラリー）（仮称）」を天皇陛下御在位十年を記念して整備することとし、平成11年3月の基本計画を踏まえた基本設計に着手しています。平成12年度には、基本設計を完了するとともに、これに続いて実施設計に着手する予定となっています。

（計画概要）

○施設規模

約45,200㎡（駐車場を含む）
うち、展示部門 約22,700㎡
（展示室 約14,000㎡）

○設置場所

東京大学六本木地区の移転跡地の一部
（概ね30,000㎡）



●国立国際美術館の移転新築

国立国際美術館は、昭和52年に設置され、以来、内外の現代美術を収集しながら、現代美術を中心においた展示活動を行うことを通じて、世界の美術の新しい動向を幅広く紹介してきました。

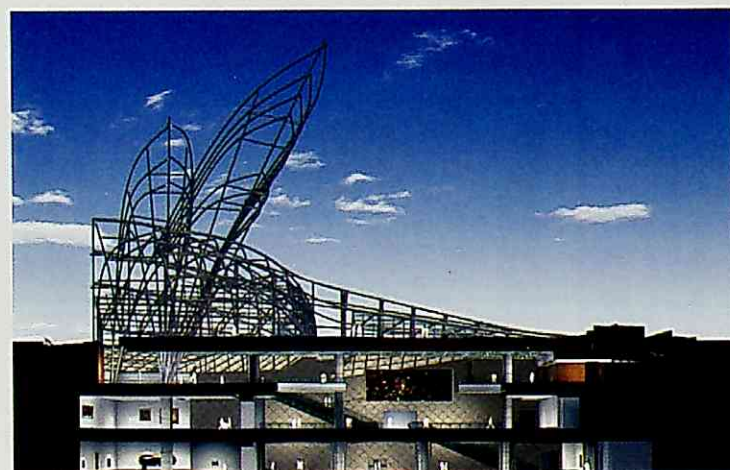
国立国際美術館の建物は、昭和45年に開催された

日本万国博覧会の万博美術館を活用して設置されたもので、建物の老朽化等の課題が生じたため、大阪市中之島に移転新築されることになりました。平成11年1月から新館建築工事に着手しています。

（計画概要）

○施設規模

約13,500㎡
うち、展示部門 約4,150㎡



地上のエントランスゲートのオブジェは、空へと伸びる竹の生命力を詩的に表現したものです。

●九州国立博物館（仮称）

文化庁では、社会の変化に対応した国立博物館等の整備に関して全国的な視野から総合的な検討を進め、「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という新しい視点を持った「九州国立博物館（仮称）」を福岡県太宰府市に設置することとしました。

現在、同博物館の設置に向けた準備を進めており、平成11年度は、「建築基本設計」の実施、「展示計画」の策定を行い、平成12年度には、これらを踏まえ「建築実施設計」、「展示基本設計」等を実施することとしています。

九州国立博物館（仮称）の構想の基本

1. わが国の文化形成において影響のあった、アジア諸国との文化交流の歴史を全国的な視野から扱う博物館。
2. 考古資料・歴史資料を中心とした文化財の収集・展示、調査・研究及び学習活動が総合的に機能する博物館。
3. 博物館の諸活動全般が、国際化、情報化、学際化され、特に展示活動及び学習活動にその成果が反映される、いわゆる“生きている”博物館。
4. 国と博物館が設置される地域とが連携し、相互に協力を行いながら、博物館の諸活動及び管理運営を行う博物館。

【九州国立博物館（仮称）外観透視図（南面）】



●国立組踊劇場（仮称）

国の重要無形文化財「組踊」を中心とする沖縄伝統芸能の保存振興と、伝統文化を通じたアジア・太平洋地域の交流の拠点となる「国立組踊劇場（仮称）」の設立準備を進めています。

平成12年度は、「国立組踊劇場（仮称）設立準備調査会」を開催し、所要の調査研究、資料の収集等を行うとともに、平成15年度の開場をめざして建設工事に着手することとしています。



二童敵討

設置場所
浦添市小湾地区

「組踊」について

組踊は、沖縄独自の音楽舞踊劇で、抒情的な琉歌を三線（さんしん）で歌いあげて登場人物の心理・心象を描出し、舞踊家（役者）は、科白（しぐさ・せりふ）をもって物語の筋を展開させます。

XI アイヌ文化の振興

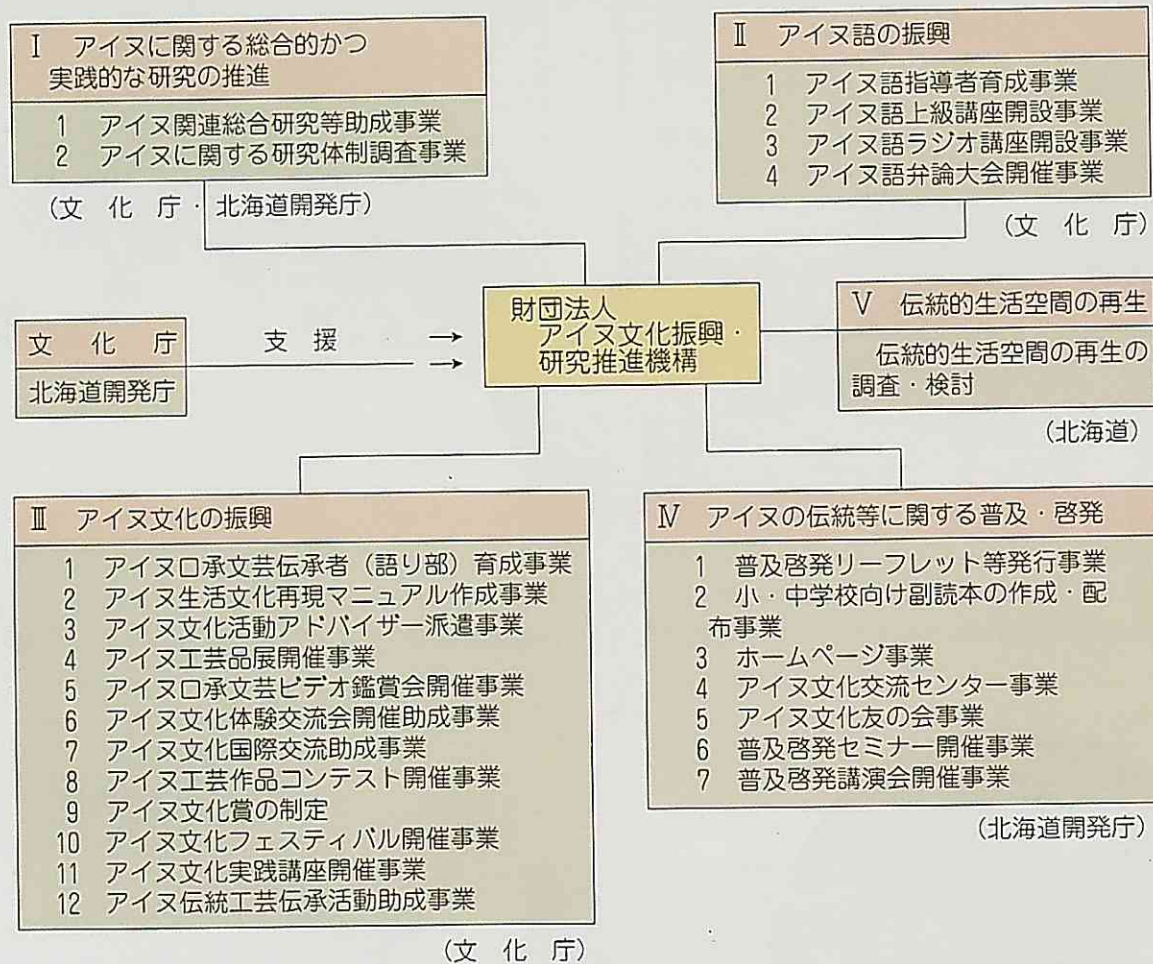
文化庁では、従来から、文化財保護の観点による
アイヌ関係の文化財の指定等を行い、北海道教育委
員会の行う事業への支援を行ってきました。

平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌ伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に

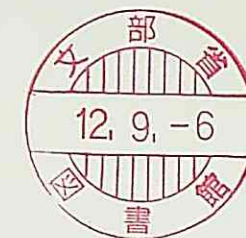
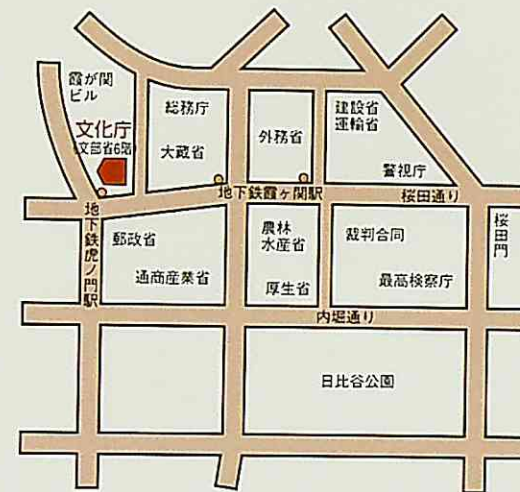
「**関する法律**」が成立しました。

また、アイヌ文化の振興等を目的に設立され、本法の規定に基づく業務を行うものとして国が指定した「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」の行う、アイヌに関する研究等への助成、アイヌ語の普及及びアイヌ文化の復元、再生、伝承、普及、国内外との交流の促進、優れたアイヌ文化活動の表彰・顕彰、アイヌに関する情報の収集・提供、文化交流などからなる事業についての支援を通じてアイヌ文化の振興等を図っています。

●事業体系図（平成12年度事業）



白老町アイヌ民族博物館 ポロトコタン



平成12年度 我が国の文化行政

発行日 平成12年6月

監修・発行 文化庁長官官房総務課

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

電話 代表 03(3581)4211

